第 5 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和2年10月2日

開会中

場所 第 3 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和2年10月2日(金曜日)

午前9時58分開議 午前11時26分休憩 午前11時36分開議 午後0時8分休憩 午後0時58分開議 午後2時0分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補 正予算(第10号)

議案第4号 令和2年度熊本県病院事業会 計補正予算(第1号)

議案第5号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第11号 熊本県食品衛生基準条例等の 一部を改正する等の条例の制定について 議案第12号 熊本県安心こども基金条例の 一部を改正する条例の制定について

報告第7号 一般財団法人熊本さわやか長 寿財団の経営状況を説明する書類の提出 について

報告第8号 公益財団法人熊本県総合保健 センターの経営状況を説明する書類の提 出について

報告第9号 公益財団法人熊本県移植医療 推進財団の経営状況を説明する書類の提 出について

報告第10号 公益社団法人熊本県生活衛生 営業指導センターの経営状況を説明する 書類の提出について

報告第32号 歯科保健対策の推進に関する 施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(仮称)の検討状況について
- ②「ひきこもり状態にある方」に関する 調査の結果について
- ③新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた診療・検査体制の整備について

出席委員(8人)

委員長 山口 裕 副委員長 中 村 亮 彦 員 岩 下 栄 一 委 員 藤 川 隆 夫 委 委 員 鎌 聡 田 委 員 竹 﨑 和 虎 委 員 西 村 尚 武 員 前 田 敬

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部 長 渡 辺 克 淑 政策審議監 早 田 章 子 医 監 迫 田 芳 生 長寿社会局長 沼 川 敦 彦

子ども・

障がい福祉局長 唐 戸 直 樹 健康局長 岡 﨑 光 治

首席審議員兼

健康福祉政策課長 下 山 薫 首席医療審議員 池 田 洋一郎

健康危機管理課長 上 野 一 宏

高齢者支援課長 篠 田 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 伊津野 裕 昭

社会福祉課長 永 野 茂 子ども未来課長 久 原 美樹子 子ども家庭福祉課長 坂 本 弘 道 障がい者支援課長 下 村 正 宣 首席審議員兼

医療政策課長 三 牧 芳 浩 国保·高齢者医療課長 沖 **十一郎** 健康づくり推進課長 亀 丸 明 弘

薬務衛生課長 樋 口 義 則

知事公室

首席審議員兼 新型コロナウイルス

感染症対策室長 波 村 多 門

病院局

病院事業管理者 吉 田 勝 也 総務経営課長 杉 本 良 一

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博 政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時58分開議

○山口裕委員長 おはようございます。

ただいまから第5回厚生常任委員会を開会 いたします。

まず、今回の委員会から新たに出席する執 行部職員の自己紹介をお願いします。

> (池田首席医療審議員、波村新型コロナ ウイルス感染症対策室長自己紹介)

○山口裕委員長 それでは、令和2年度の主 要事業及び新規事業の説明と付託議案等の審 査に入ります。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策と して、3密を防ぐため、次第に記載のとお り、執行部の説明及び質疑応答を2つのグル ープに分けて実施することとしております。

健康福祉部の健康福祉政策課、健康危機管 理課、長寿社会局及び子ども・障がい福祉局 を前半グループとして、また、説明員の入替 えを行った後に、健康福祉部の健康局及び病 院局を後半グループとして、それぞれ主要事 業、新規事業の説明、付託議案等の審査を行 い、その後、まとめて議案採決を行うことと しております。

それではまず、健康福祉部長から総括説明 をお願いします。

○渡辺健康福祉部長 議案の説明に先立ちま して、令和2年7月豪雨災害及び新型コロナ ウイルス感染症への対応について御説明申し 上げます。

まず、令和2年7月豪雨への対応について

7月4日の発災から約3か月となります が、現在も700人を超える方が避難所での生 活を余儀なくされております。

県では、これらの方々に一日も早く安心し て暮らせる生活の場を提供するため、これま でに、22団地、775戸の仮設住宅の建設に着 手しました。

既に、13団地、296戸が完成し、入居も始 まっており、引き続き、市町村と連携し、ス ピード感を持って取り組んでまいります。

また、仮設住宅を建設する7市町村全てに おいて、地域支え合いセンターの設置を進 め、被災者の見守り、生活支援、コミュニテ ィー形成などの総合的な支援や心のケア体制 の充実を図ってまいります。

さらに、医療施設や社会福祉施設の災害復 旧についても取組を加速するなど、被災され た方々の一日も早い生活再建と被災地の復 旧、復興に全力で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応 についてです。

7月以降、全国的に感染が拡大し、県内で も、企業や福祉施設、飲食店においてクラス ターが発生しました。累計感染者も570人を 超え、入院患者も最大156人、病床占有率も 一時は30%を超えました。

新規感染者数は、先週、先々週と2例ずつ

にとどまっており、今週は5人の感染が確認 されているものの、県内の感染状況は落ち着 きを見せているものと考えております。

県では、さらなる感染拡大に備え、検査体制の充実と医療提供体制の強化を両輪として 取り組んでまいりました。

検査体制につきましては、医療機関における検査機器の導入促進等により、各地域において検査を受けられる体制の構築を進めております。

また、医療提供体制については、入院患者の受入れ病床の継続的な確保や重点医療機関の指定、宿泊療養施設の活用等の取組により、重症、中等症患者から軽症者等に対応できる体制の充実を図っています。

これからインフルエンザの流行期を迎えることも踏まえ、引き続き、新型コロナウイルスが身近な危機であることを県民の皆様に認識いただき、基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、スピード感を持って検査及び医療提供体制の強化を進めてまいります。

続きまして、本議会に提出しております健 康福祉部関係の議案の概要について御説明申 し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係が2 議案でございます。

まず、議案第1号の令和2年度熊本県一般会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策として、患者受入れのための病床確保を行う医療機関への助成経費など117億6,000万円余の増額、また、いわゆる肉づけ予算として、地域医療介護総合確保基金への積み増し経費など24億8,000万円余の増額をお願いしております。

次に、議案第5号の令和2年度専決処分の報告及び承認についてでは、一般会計について、水害対策として、被災した高齢者福祉施設等の復旧に要する経費など29億3,000万円余を増額する専決処分を行っており、今回そ

の承認をお願いするものであります。

次に、条例関係につきましては、議案第11 号、熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正 する等の条例の制定について外1件を提案し ております。

また、報告関係につきましては、報告第7号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外4件を御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランの検討状況についてほか2件を御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案の概要で ございます。詳細につきましては、関係各課 長が説明いたしますので、よろしくお願い申 し上げます。

〇山口裕委員長 引き続き、前半グループの 健康福祉部8課の主要事業及び新規事業、予 算関係の付託議案について、執行部から説明 をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日は、委員会室への入室人数を抑えるため、マスコミ等の入室を一部制限しております。これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコンで視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに近づいて明瞭に発言いただきますようお願いします。

それでは、順次説明をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課で ございます。

資料の令和2年度主要事業及び新規事業の 箇所をお願いいたします。

こちらの2ページをお願いいたします。

右上のほうに括弧書きで9月補正の計上額 を全体として全課において計上しております けれども、こちらのほうは、各課の説明の後 半に9月補正の内容のところで主に説明させ ていただきたいと思っております。

それでは、説明に入ります。

まず、項目、災害救助対策の推進につきましては、1にございます災害救助法に基づく被災者に対する仮設住宅の供与等を行うものでございます。

次に、被災者支援の推進でございます。

1の災害ボランティアセンター支援事業に つきましては、令和2年7月豪雨の被災市町 村支援のためのボランティアバスの運行に係 る費用でございます。

2の地域支え合いセンター運営支援事業は、被災者の見守りや相談支援を行う各市町村地域支え合いセンターの活動経費の助成などを行うものでございます。

次に、「すまい」の再建支援につきましてでございますが、3ページにわたりますが、 熊本地震において恒久的な住まいの確保を加速化させるための生活再建支援専門員の配置など、それから相談体制の整備やリバースモーゲージ型融資の利子助成や転居費用の助成など、本県独自の6つの支援策を実施するものでございます。

次に、項目、地域福祉の推進でございます。

誰もが気軽に集い、支え合う地域の拠点である「地域の縁がわ」などの取組を推進してまいります。

続きまして、令和2年度9月補正予算関係 について御説明をいたします。

予算及び条例等関係のほうの資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございます。

(1)の地域の縁がわづくり推進・支援事業につきましては、「地域の縁がわ」の普及及び取組団体の活動充実のための支援窓口設置に要する経費など、所要額として、292万円余を計上しております。

(2)地域共生社会推進事業につきましては、地域住民同士の支え合い活動や市町村の包括的な相談体制の整備に要する経費で、所要額として、483万円を計上しております。

2の社会福祉諸費につきましては、県総合 福祉センターにおける新型コロナウイルス感 染防止のため、施設利用を一時停止したこと に伴う運営支援に要する経費でございまし て、所要額として、173万円余を計上してお ります。

災害救助費でございます。

こちらは、過年度分の災害救助費の事業費 確定に伴う国庫への返納金でございます。

続きまして、24ページのほうにさせていた だきます。

こちらは8月専決分としての御報告で、水 害対策に係る経費でございます。

まず、災害救助費でございます。

右側の説明欄、お願いいたします。

1の災害救助対策費の(1)災害救助事業につきましては、医療関係団体などの活動経費に係る経費としまして、4億4,094万円余を増額しています。

続いて、災害派遣福祉チーム、熊本DCA Tと呼んでおりますが、この事業につきまし てです。社会福祉支援専門員や社会福祉士な ど、施設に主に従事しておられる方々のチー ムから成っておるものでございます。こちら の応援活動経費の増に伴いまして、235万円 余を増額しております。

次に、民生施設単県災害復旧費でございま す。

1、民生施設災害復旧費につきましては、 芦北地域振興局の公用車が水没によって廃車 となりましたために、更新に要する経費として、115万円余を計上しております。

健康福祉政策課の説明は以上でございま す。御審議のほどよろしくお願いします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で

ございます。

令和2年度主要事業及び新規事業の4ページをお願いいたします。

主要事業のうち、主なものについて説明させていただきます。

まず、項目、感染症対策の推進のうち、2 の肝炎対策事業でございますが、これは、B 型、C型肝炎ウイルスによる肝炎患者の治療 及び肝炎が重症化し、肝がん、重度肝硬変に なられた方の入院治療に要する医療費の助成 や肝炎ウイルス検査を実施する事業でござい ます。

次に、5の保健所機能強化事業、感染症発 生動向調査事業及びPCR検査専用臨時診療 所運営費補助事業等でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症に対応するために、国の交付金等を活用して、保健所機能強化のための相談業務委託や疫学調査等の人員確保を行う事業や帰国者・接触者外来等における検査機器等の整備、地域外来・検査センターの設置等に要する経費について助成する事業でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

項目、食品の安全確保対策の推進のうち、 2の管理・運営費、食肉衛生検査所機能整備 事業でございますが、これは、食肉衛生検査 所の老朽化、食肉の海外輸出増加に伴う検査 機能強化のための改築工事に伴う事業でござ います。

続きまして、項目、動物の愛護管理の推進のうち、1の犬取締事業及び動物愛護管理事業ですが、これは、狂犬病予防法、動物愛護管理法に基づく犬の保護、抑留、犬猫の引取り、譲渡など、保健所や動物愛護センターにおける動物の管理を実施する事業でございます。

次に、2の動物愛護推進事業及び動物愛護 センター維持補修費でございます。

これは、第3次熊本県動物愛護推進計画に 基づく殺処分ゼロを目指す動物愛護に関する 啓発や譲渡促進などを実施する事業でござい ます。

なお、9月補正予算に計上させていただい ております事業の概要については、厚生常任 委員会説明資料により御説明いたします。

それでは、令和2年度9月補正予算関係について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料、3ページをお願いたします。

環境整備費でございますが、7,622万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄1の動物愛護推進費でございますが、主な内容といたしましては、新たに整備する動物愛護センターの設計及び第3次熊本県動物愛護推進計画に基づき、殺処分ゼロを目指すための入り口・出口対策に要する経費でございます。

説明資料、4ページをお願いいたします。 債務負担行為の設定でございます。

動物愛護センター整備事業、宇城市につきましては、年度内に契約を行いますが、諸手続や履行に要する期間を考慮いたしまして、 来年度当初から継続して契約を行う必要があるため、今回の補正で債務負担行為をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でござ います。

まず、主要事業、新規事業のほうから説明 をさせていただきます。

6ページのほうをお願いいたします。

項目欄、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定ですが、これは今年度が第8期計画の策定年になっておりますので、今後、審議会での議論を踏まえまして、今年度中に計画を策定したいというふうに思っております。

続きまして、元気高齢者に対する取組につ

いてですが、1の高齢者能力活用推進事業は、熊本さわやか長寿財団が実施する事業に要する経費について助成をするものでして、2の老人クラブの関係は、(1)が県の連合会、(2)が市町村老人クラブに助成をするものでございます。

続きまして、介護人材の確保の関係でございますけれども、1の福祉人材緊急確保事業は、県民全般を対象としまして、福祉、介護分野への人材の新規参入促進を行うものでして、2番目が、7ページに移りますけれども、介護分野で働く外国人の学習支援等を行うものです。3が介護福祉士等の資格取得を目指す方の修学資金の貸付けを行うものです。4が介護職員勤務環境改善支援事業ですけれども、これは介護ロボットを導入する事業所への助成でして、これは、後ほど9月補正の予算議案でも御説明をさせていただきます。

次に、項目欄、介護基盤整備についてでご ざいますけれども、1と2は、通常分の施設 整備に関する事業でございまして、地域密着 型特別養護老人ホームなどの整備に関する経 費でございます。

3は、介護施設等における感染症拡大防止 対策事業ですけれども、新型コロナ対策とし まして、マスク等の衛生用品を購入し、介護 施設等へ配付するものでございます。4月議 会、5月専決で承認をいただいているもので ございます。

続いて、8ページでございます。

4番と5番が新型コロナ対策でございまして、これは施設整備になるんですけれども、 4のほうが、介護施設の多床室を個室化する ものでして、5番のほうは、陰圧装置の設置 に関するものでございます。両事業とも、9 月補正予算としましても追加で提案させてい ただいておりますので、後ほどまた説明をさ せていただきます。

6と7は、8月議会で御承認をいただきま

した新型コロナ対策事業でして、特に、7番のほうですけれども、介護事業所の職員を対象とした慰労金の支給等に関する経費でございます。

8、9、10でございますけれども、それぞれ水害対応に係るものです。8は、被災した高齢者施設の災害復旧事業、9は、被災した高齢者施設等へその他の地域の職員を応援派遣する事業、10は、新しく国が設定したもので、水害対策に取り組む施設に対する助成事業でございます。

この3事業は、いずれも8月専決分でございますので、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、予算議案のほうをお願いいた します。説明資料のほうですけれども、5ペ ージをお願いしたいと思います。

まず、5ページですけれども、9月補正予算の通常分ですが、社会福祉総務費で611万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄ですけれども、社会福祉諸費の福祉 人材緊急確保事業につきましては、介護人材 の確保を図るための介護職の魅力発信等に要 する経費でして、啓発セミナー、体験研修な どをする事業でございます。

続きまして、その下の老人福祉費ですが、 3,815万円余の増額補正をお願いしておりま す。

高齢者福祉対策費の介護職員勤務環境改善 支援事業につきましては、介護事業所が職員 の勤務環境改善を図るために、介護ロボット 等の導入経費について助成をするものでござ います。

続きまして、新型コロナ対応分としまして、2事業あります。

まず、(1)ですけれども、介護施設における感染防止対策施設整備支援事業ですけれども、介護施設におきまして、感染拡大を防止するため、多床室を個室化する場合の改修経費について助成をするものでございます。

続きまして、6ページでございますけれども、(2)ですが、介護施設等における簡易陰 圧装置・換気設備支援事業につきましては、 介護施設等における陰圧装置の設置に要する 経費で、6月補正予算の後に追加で要望調査 を行いまして、その結果、今回、3億5,000 万円余の増額補正をお願いするものでござい ます。

続きまして、8月専決分でございます。 25ページをお願いしたいと思います。

25ページでございますけれども、水害対策 分としまして、まず、社会福祉総務費で 1,250万円の承認をお願いするものでござい ますけれども、説明欄に移りますが、社会福 祉諸費の社会福祉施設等に対する応援職員派 遺体制構築事業につきましては、被災しまし た高齢者施設等への他地域からの応援職員の 派遣等に要する経費について助成をするもの でございます。

続きまして、その下の老人福祉施設費ですが、1億5,000万円の承認をお願いするものです。

老人福祉施設整備費の老人福祉施設整備等 事業につきましては、高齢者施設等で水害対 策として新たに避難スペースの確保などを図 ろうとします施設に対しまして助成をするも のでございます。

続きまして、その下の民生施設補助災害復旧費ですが、12億7,600万円余の承認をお願いするものです。

説明欄の社会福祉施設災害復旧費の老人福祉施設等災害復旧事業につきましては、被災した高齢者施設等の復旧に要する経費について助成をするものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議 のほどよろしくお願いいたします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 認 知症対策・地域ケア推進課でございます。

主要事業等の説明資料の9ページをお願い

いたします。

主なものを説明いたします。

まず、項目欄、認知症施策の推進について でございます。

1番の認知症診療・相談体制強化事業につきましては、認知症疾患医療センターや認知症コールセンターの運営など、認知症の医療や相談体制の充実強化等に要する経費でございます。

2番の若年性認知症対策事業は、若年性認知症の方について、介護施設における受入れ促進等のための研修等に要する経費でございます。

5番の認知症医療体制地域連携強化モデル 事業につきましては、今回の補正でお願いし ておりまして、後ほど予算資料で説明をさせ ていただきます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

次に、項目欄、地域包括ケアの推進でございます。

説明欄をお願いいたします。

2番の在宅医療サポートセンター事業は、 在宅医療の推進に向けまして、地域における 医療体制づくりや人材育成等を行う在宅医療 サポートセンターの運営等に要する経費につ いて助成するものでございます。

3番の訪問看護推進事業は、訪問看護ステーションへのアドバイザー派遣や人材育成など、訪問看護技術の支援等に要する経費について助成するものでございます。

5番の高齢者を支える地域活動支援事業は、地域資源に乏しい中山間地域等において、生活支援サービスの立ち上げに取り組む事業者への支援等に要する経費でございます。

続きまして、次のページ、11ページをお願 いいたします。

7番の在宅歯科医療機能強化事業は、県歯 科医師会に設置しております在宅歯科医療連 携室が行う訪問診療の調整や相談対応に要する経費、それから歯科診療所が訪問診療に必要な器材の購入に必要な経費等について助成するものでございます。

10番の被災高齢者等把握事業は、職能団体が豪雨災害により被災した在宅高齢者等への個別訪問を行い、必要に応じ、関係機関の支援につなぐために要する経費について助成するものでございます。これは8月補正で議決いただいたものでございます。

11番の復興リハビリテーションセンター設置・運営事業は、豪雨被災地における介護予防等を推進するために、熊本県復興リハビリテーションセンターを設置し、活動に取り組むために要する経費でございます。こちらは7月専決でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

項目欄、市町村介護保険事業の円滑な推進についてでございます。

説明欄をお願いします。

1から3の事業につきましては、いずれも 市町村に対する法定負担金の交付でございま す。

4番の介護保険財政安定化基金事業は、介 護保険法に規定する介護保険財政安定化基金 の償還金と運用利息を積み立てるものでござ います。

それでは、続きまして、予算の説明資料の ほうをお願いいたします。 7ページをお願い いたします。

説明資料7ページでございます。

老人福祉費でございますが、681万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

認知症医療体制地域連携強化モデル事業でございますが、認知症サポート医とかかりつけ医や地域包括支援センターなど、身近な地域での連携が進んでおります圏域をモデルにいたしまして、そのノウハウを県内に展開す

る取組に要する経費について助成するもので ございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございま す。

令和2年度の主要事業及び新規事業につき まして、主なものを説明させていただきま す。

資料の13ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者等に対する取組でございます。

説明欄の1、生活保護の適正実施の(1)福祉事務所費及び(2)生活保護適正実施推進事業は、県福祉事務所及び本庁における生活保護の適正な実施を推進するための経費でございます。

次に、(3)から(6)は、それぞれ新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のための事業で、(3)は救護施設等に対して衛生用品の購入費用等を助成する事業、(4)は救護施設の職員へ慰労金を支給する事業、(5)は多床室を個室化する改修費用を助成する事業、(6)は新型コロナウイルス感染症発生時の事業継続を支援するための事業でございます。

14ページをお願いいたします。

2の扶助費の(1)生活保護費及び(2)生活保 護県費負担金は、生活保護受給者に対する生 活扶助や住宅扶助などに要する経費でござい ます。

次に、3の生活困窮者に対する自立支援で ございます。

(1)の生活困窮者総合相談支援事業は、困 窮者のための相談支援窓口を設置し、自立支 援プランなどの総合的支援を行うもので、 (2)の生活困窮者自立支援プラン推進事業 は、(1)の事業で策定された自立支援プラン に基づき、就労準備や家計改善、子供の学 習、生活支援等を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

(5)生活困窮者総合相談支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、住居を失うおそれが生じている方に対して家賃相当額の住居確保給付金を支給する事業でございます。

次に、項目、戦没者等の援護でございます。

2の引揚者等援護事務費及び3の引揚者等 援護扶助費は、永住帰国された中国残留邦人 の方に対する通訳派遣などの自立支援や給付 金の支給を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

最後に、社会福祉施設等の指導監査等でご ざいます。

2の小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、複数の小規模法人や団体等がネットワークを構築して行う地域貢献や人材確保のための取組に対して助成をする事業でございます。

主要事業は以上でございます。

次に、予算関係を説明させていただきます。

予算関係説明資料の8ページをお願いいた します。

まず、社会福祉総務費でございますが、右側の説明欄をお願いします。

1の民生委員費につきましては、334万円 余の増額をお願いしております。本事業は、 民生委員、児童委員の活動に必要な費用弁 償、交通費や通信費等でございますが、その 費用は交付税措置をされておりまして、今 回、その単価が増額されたことによる経費の 増でございます。

2の生活福祉資金貸付事業につきまして は、緊急小口資金等の特例貸付けを実施する 熊本県社会福祉協議会の貸付原資について、 増額して助成を行うものでございます。

今回の増額によりまして、本年3月のスタ

ート時からの累計で55億3,000万円の貸付原 資を助成するものでございます。

次に、生活保護総務費でございますが、生活困窮者総合相談支援事業として、363万円余の増額をお願いしております。

本事業は、生活困窮者の相談支援に当たる 自立相談支援機関のアウトリーチ、訪問支援 を含めた相談支援体制の強化を図るための経 費でございます。

最後に、精神保健費でございますが、ひき こもり支援推進事業として、139万円余の増 額をお願いしております。

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制強化として、ひきこもり地域支援センターに市町村等支援員を配置し、市町村のひきこもり対策への助言や相談対応を行うものでございます。

なお、ひきこもりに関しては調査を実施しており、後ほど、その他報告として説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたし ます。

○ 久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

主要事業及び新規事業資料の17ページをお願いします。

まず、教育・保育サービスの充実及び地域における子育で支援でございますが、1から6記載の事業は、子供の保育等に関する事業となっております。1の子どものための教育・保育給付費につきましては、私立保育所等に対する給付費に係る県負担金、4の多子世帯子育で支援事業につきましては、第3子以降の保育料補助、6につきましては、保育士確保のための取組に要する経費でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

7から9は、私立幼稚園関係の事業でございます。7、8につきましては、私立幼稚園

の経常費などへの助成、9につきましては、 幼稚園における新型コロナウイルス対策徹底 のための経費に対する助成でございます。

次の10、11は、放課後児童クラブの運営や 整備に対する助成でございます。

12につきましては、保育所や放課後児童クラブ等に対する新型コロナウイルス対策徹底のための経費に対する助成でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

13につきましては、学校の臨時休業に伴う 放課後児童クラブ等の運営費等に対する助 成、14、15につきましては、7月豪雨により 被災した保育所等の災害復旧への助成でござ います。

次に、結婚・妊娠・出産・子育てのステージに応じた切れ目のない支援として、結婚支援や母子保健施策を記載しております。

2の「くまもとスタイル」結婚推進事業に つきましては、よかボス企業等を中心とした 結婚、子育てに関する意識啓発等に対する助 成となっております。

20ページをお願いいたします。

3につきましては、希望する妊娠、出産の ための不妊治療等への助成、4、5につきま しては、乳幼児や小児慢性特定疾病を持つ児 童への医療費の助成でございます。

6につきましては、8月補正でお願いいた しました新型コロナウイルスに感染した妊産 婦への退院後支援や分娩前のPCR検査費用 に対する助成でございます。

続きまして、予算関係説明資料 9 ページを お願いいたします。

9月補正予算について御説明いたします。

上段の児童福祉総務費につきまして、1億6,800万円余の増額補正をお願いしております。

1の児童健全育成費、子ども・子育て支援 交付金につきましては、市町村が行う子育て 支援センター等におけるICT機器導入等に よる感染防止に要する経費への助成でござい ます。所要額として、580万円余を計上しております。

2の安心こども基金積立金につきましては、幼児教育、保育の無償化の実施に必要な事務費として、国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金を基金へ積み立てるものでございます。所要額として、1億6,200万円余を計上しております。

なお、関連して必要となる当該基金条例の 改正につきましても、今回提案させていただ いております。

次に、下段の児童福祉施設費につきましては、2,000万円余の増額補正をお願いしております。

特別保育総合推進事業につきましては、保 育所等において医療的ケア児を受け入れるた めの看護師の配置について、市町村に対し、 助成を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費につきましては、1億 8,600万円余の増額補正をお願いしておりま す。

少子化対策総合交付金事業につきまして は、市町村が行う結婚・妊娠・出産・子育て に係る総合的な少子化対策事業について、昨 年度から単県費補助として助成してまいりま したが、今年度は、国の地方創生臨時特例交 付金を活用して実施するものでございます。

続きまして、説明資料の26ページをお願い いたします。

水害対策に係る専決処分について御報告いたします。

上段の民生施設補助災害復旧費につきましては7億6,200万円余の増額補正を、下段の教育施設災害復旧費につきましては530万円余の増額補正の承認をお願いしております。

上段につきましては、被災した保育所等の 復旧に要する経費、下段につきましては、幼 稚園型認定こども園を含む私立幼稚園の復旧 に要する費用について、それぞれ助成するも のでございます。

子ども未来課は以上でございます。御審議 のほどお願いいたします。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉 課でございます。

主要、新規事業の冊子にお移りいただい て、21ページをお願いいたします。

まず、児童虐待防止と社会的養育の推進についてでございます。

1、子ども虐待防止総合推進事業、これに つきましては、虐待対応の中核を担う県の児 童相談所の活動の充実、それから市町村、関 係機関等との連携を強化するものでございま す。

2の児童家庭支援センター、3の里親推進 事業、5の社会的養護自立支援事業について は9月補正で計上しておりますので、そちら で説明させていただきます。

4の児童養護施設等及び里親委託に係る措置費は、家庭での養育が困難な児童を施設等にお願いするときの措置委託に係る経費でございます。

おめくりをいただきまして、22ページをお 願いいたします。

6の清水が丘学園整備事業についても9月 補正予算計上事業でございますので、そちら で御説明をいたします。

7の児童養護施設の新型コロナ対策支援事業については、施設の感染防止対策や個室化 改修等の経費を助成するものでございます。

続きまして、ひとり親家庭等福祉の推進につきまして、1、ひとり親家庭等学習支援・交流事業は、地域の資源を生かして、独り親家庭の子供たちの学習支援を行う事業でございます。

2の母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、国 の制度でございまして、修学資金や生活資金 等の貸付管理を行うものでございます。

3、ひとり親世帯への給付金につきまして

は、新型コロナ対策として、主に児童扶養手 当受給者等に対しまして臨時特別の給付金を 支給するものでございます。

23ページをお願いいたします。

DV対策でございます。

未然防止教育、それから、被害者からの相 談にしっかりと対応をしております。

最後に、子どもの貧困対策推進のため、市町村への支援事業、それから新型コロナ対応 として、子ども食堂への助成についても取り 組んでおります。

続きまして、予算関係でございます。

予算資料の11ページをお願いいたします。

上段、児童福祉総務費でございます。

1,400万円余の増額補正をお願いしております。

まず、新規事業としまして、社会的養護自立支援事業ですが、これは、児童養護施設の子供たちは、原則として18歳で高校を卒業するときに退所という形になります。それに対しまして、彼らが社会人として自立するための相談支援拠点を設置するための経費で、社会福祉法人やNPOへの委託を予定しております。初年度は4か月分の経費を計上させていただいております。

次に、国庫返納金でございます。

これは、天草市でございますけれども、庁舎の建て替えに伴いまして、平成23年に国庫補助事業で整備し増築された面談室の財産処分に伴う返納金でございまして、国及び天草市と協議が調いまして、返還金を予算計上するものでございます。

下段、母子福祉費でございます。430万円 余の増額補正です。

説明欄、1の(1)ひとり親家庭等学習支援・交流事業は、県下各地で展開している地域の学習教室で親御さんたちの相談の場としての機能を付加するための経費の助成でございます。

(2)の子ども食堂活動支援事業は、5月専

決で予算化をさせていただきました子ども食 堂のコロナ対策経費助成について、新規開設 につきましても補助対象に追加するものでご ざいます。

続きまして、12ページでございます。

児童福祉施設費として、5,600万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄のまず1、清水が丘学園整備事業については、建築後40年以上経過しまして、老朽化、それから機能面での課題が多いことから、全面的な改築に着手するもので、事業期間は本年度から令和8年度まで、総事業費は約22億円を見込んでおります。本年度は、設計準備に要する経費等を計上しております。

2の(1)子ども虐待防止総合推進事業は、 4月に人員体制を児童相談所、拡充いたしま したが、その活動に支障が生じないよう経費 を増額するものでございます。

(2)児童家庭支援センター事業につきましては、現在、荒尾・玉名地域に1か所ございますが、新たに阿蘇・菊池地域、それから天草地域、水俣・芦北地域の3か所増設しまして、児童相談所の機能補完と市町村支援を充実するものでございます。

社会福祉法人等への委託を予定し、初年度 は、3か所掛ける4か月分の予算をお願いし ております。

(3)里親推進事業は、いわゆる代替養育を 必要とする子供たちがより家庭的な養育環境 で育てるように里親委託の増加を図るもので ございます。

新たに包括的な支援機関、フォスタリング機関と呼んでおりますが、これを民間委託の形で設置するための経費です。中央児相、八代児相にそれぞれ1か所予定をしております。初年度は、2か所掛ける4か月分の予算をお願いしております。

おめくりいただきまして、債務負担行為の 設定でございます。

今説明をさせていただきました9月補正、

4つの事業について、令和4年度までの複数 年での契約を予定していることから、所要の 限度額の設定をお願いするものでございま す。

最後に、少し飛びまして、27ページをお願 いいたします。

水害対策分の専決処分の報告でございます。

27ページ、民生施設補助災害復旧費として、200万円余の増額補正について承認をお願いするものでございます。

説明欄でございますが、7月豪雨で益城町の児童養護施設が被災しまして、本体ではございませんが、隣接の民地とのブロック塀が破損したものに伴う災害復旧費でございます。

子ども家庭福祉課は以上です。御審議のほ どよろしくお願いいたします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課で ございます。

主要及び新規事業の資料24ページをお願いいたします。

まず、地域生活支援の充実についてです。 説明欄、1及び2の事業についてですが、 1は障害者について、2は障害児について、 サービスの利用や措置入所に係る県の負担金 を交付するものでございます。

3は、県内2か所に設置している発達障が い者支援センターにおいて、相談支援や研修 などの総合的な支援を行うものです。

続きまして、5以降につきましては、新型コロナ対策に係る新規事業でして、5は、障害福祉サービス事業所における感染防止対策に要する経費への助成や職員への慰労金の支給を行うものです。

続きまして、次のページをお願いします。

7ですが、休校に伴って放課後等デイサー ビスの利用が増えたことによる保護者の負担 金に係る助成のほか、事業所が行うICTや テレワークの導入に要する経費について助成 するものです。

8は、収益が低下している就労継続支援事業所に対して、固定経費などの生産活動に必要な経費を助成することで、工賃の下支えを行うものです。

続きまして、保健医療体制の充実について です。

説明欄、1の更生医療費は、18歳以上の身体障害者について、2の精神通院医療費は、精神障害者について医療給付に係る負担金を交付するものです。4の精神保健医療費は、精神障害者の措置入院などに関する業務を行うものです。

次のページをお願いします。

6の事業は、熊大に発達障がい医療センターを設置し、身近な地域で対応できる専門医の養成を行うとともに、各発達障がい者医療センターに心理士を配置して、診断待機解消に向けた事業を行うものです。

次に、8の熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業は、自殺予防のための市町村への助成や相談支援及び人材の養成などを行うもので、9は、新型コロナウイルスに係る自殺対策のための経費を助成するものです。

次に、社会参加の推進についてですが、2 の市町村地域生活支援事業は、障害者の社会 参加を推進するため、市町村が行う相談支援 や手話通訳者の派遣及び移動支援や意思疎通 支援の活動事業などについて助成を行うもの です。

次のページをお願いします。

安心・安全の推進についてです。

1の事業は、被災障害者の孤立防止のため、障がい者相談支援事業連絡協議会が行う 状況把握や支援の再開などに要する経費について助成するものです。

次の2から4の事業は、精神保健福祉センターやこころのケアセンターを活用して、2は、熊本地震の被災者に対して、3は豪雨災

害の被災者に対して、4は新型コロナウイル スに不安を抱く県民に対して心のケア支援を 行うものです。

主要事業及び新規事業の説明は以上になります。

続きまして、予算資料の14ページをお願い いたします。

9月補正予算で、まず、障害者福祉費で65 万円余の増額補正をお願いしております。これは、感染防止対策のため、長嶺にあります 身体障がい者福祉センターの施設利用を一時 停止したことに伴います運営支援や感染防止 対策に要する経費でございます。

次に、下段の児童福祉施設費で410万円余の増額補正をお願いしております。これは、こども総合療育センターにおける電子カルテ導入に要する経費で、今年度は一月分のリース予算を計上しております。

以上、9月補正予算として、合計で480万円余の増額をお願いしております。

次のページをお願いします。

債務負担行為の設定についてです。

今御説明いたしましたこども総合療育センターの電子カルテ導入に伴う事務機器などの賃借契約を行うものでございます。令和3年度から7年度までの5年間、合計で1億8,400万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

続きまして、資料28ページをお願いいたします。

専決処分、水害対策分の報告及び承認についてです。

民生施設補助災害復旧費として2億8,200 万円余の専決処分を行っております。これ は、豪雨災害により被災した障害者福祉施設 等の復旧に要する経費について助成を行うも のです。

障がい者支援課の説明は以上になります。 御審議のほどよろしくお願いいたします。 〇山口裕委員長 引き続き、条例、報告関係 の付託議案等について、執行部から順次説明 をお願いします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

条例等議案について御説明申し上げます。 厚生常任委員会説明資料30ページをお願い いたします。

第11号議案、熊本県食品衛生基準条例等の 一部を改正する等の条例の制定についてでご ざいます。

30ページから53ページに議案、54ページに その概要を掲載しております。

54ページの条例(案)の概要により説明をさせていただきます。

条例改正の趣旨といたしましては、食品衛生法等の一部改正に伴い、関係規定の整備等を行うものでございます。

主な内容としましては、(1)の熊本県食品 衛生基準条例につきましては、営業許可に係 る施設の基準が新たに食品衛生法施行規則で 規定されたため、見直しを行うものです。

- (2)の熊本県ふぐ取扱条例につきましては、食品衛生法で、ふぐの営業が規制されたことや施設基準等が省令に盛り込まれたことにより、処理所に関する部分の削除等の一部改正を行うものです。
- (5)の熊本県特定食品衛生条例につきましては、法に基づく営業許可制度の見直しが行われ、本条例で許可を要することとしていた全ての業種が法規制の対象となったため、廃止するものです。

そのほかにも関係規定の整備を行い、施行期日は、令和3年6月1日としております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の55ページをお願いいたします。 議案第12号、熊本県安心こども基金条例の 一部を改正する条例の制定についてでござい ます。

資料56ページの条例(案)の概要にて御説明いたします。

予算議案で御説明しました幼児教育・保育の無償化の事務費が交付され、国の子育て支援対策臨時特例交付金を財源として設置した熊本県安心こども基金の活用期間が延長されたことに伴い、当該基金条例の失効期限を3年間延長し、令和6年12月31日とするものでございます。

子ども未来課は以上でございます。御審議 のほどお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でござ います。

次の57ページをお願いいたします。

報告第7号、一般財団法人熊本さわやか長 寿財団の経営状況の報告についてでございま す。

説明は、58ページで説明をさせていただき * す

まず、財団の概要としましては、平成3年 11月1日に設立をされておりまして、設立の 目的としましては、高齢者の生きがいづく り、健康づくり事業を通しまして、長寿社会 の実現を目指しているものでございます。

主な出捐者は、県、市町村、民間企業等で ございます。

次に、2番目の令和元年度事業についてですが、主な事業としまして、(1)が熊本さわやか大学校の開校ですが、これは、消費者トラブルへの対処法であるとか、男性の方の料理教室であるとか、身近な生活に関わることを幅広く取り上げているものでございます。

(2)のシルバースポーツ交流大会は、テニスやバレー、ゴルフ等、17の競技を開催する ものでございます。 (3)の高齢者への就労支援事業は、県総合 福祉センター及び各地域振興局に高齢者無料 職業紹介所を開設しておりまして、ハローワ ークと連携をしまして、職業紹介を行ってい るものでございます。

次の3の令和元年度決算につきましては、 経常収益が6,300万円余、経常費用が6,200万 円余でして、当期の経常増減額は150万円余 になっております。

その下の4の令和2年度事業計画につきましては、おおむね2番の令和元年度と同様の 事業を計画しております。

また、最後に、5番ですけれども、令和2 年度の予算については、令和元年度決算額と ほぼ同等の額となっております。

今後とも、当該法人の予算執行等に当たりましては、より一層効率的な執行と適切な運営が行われるよう指導、助言に努めてまいります。

高齢者支援課は以上でございます。

○山口裕委員長 以上で前半グループの主要 事業及び新規事業、付託議案等について説明 が終わりましたので、質疑を行いたいと思い ます。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいた します。

また、質疑を受けた課は、課名を発言の 上、着座のままで説明を行ってください。 それでは、質疑に移ります。 質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 まず、2ページの地域支え 合いセンター運営支援事業の中の熊本県復興 リハビリテーションセンターの設置、運営に ついてお尋ねをいたします。

当然、被災してて、避難所、あるいは近く にいて、なかなか介護が必要な方々、あるい はその高齢者の方々のリハビリというのがう まくいっていない状況はあろうかというふうに考えております。その中で、これを設置、 運営されるわけなんですけれども、具体的に どういう形で設置して運営されていくのか、 ちょっと教えていただければと思います。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 予 算のほうは政策課なんですけれども、具体的 な事業のほうは当課のほうでやっております ので、認知症対策・地域ケア推進課のほうか ら回答させていただきます。

具体的にでございますけれども、まず、医師会のほうに委託をしているところでございまして、医師会のほうで県内のリハ職の方々を集めていただきまして、その上で、現地のほうに派遣いただきまして、例えば避難所でありますとか、あるいは今後仮設住宅でありますとか、そういうところに行っていただいて、体操ですとか、そういうようなリハビリテーションを中心といたしました介護予防の事業、取組をやっていただくというふうになっているところでございます。

それに加えまして、仮設住宅におきましては、環境調整、例えば手すりですとか、スロープですとか、そういうものの設置につきましても、市町村のほうにアドバイスをいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今ので大体流れ的なものは 分かったんですけれども、医師会に委託して ――医師会というのは県の医師会でよろしい んですか。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 県の医師会でございまして、その中に地域リハビリテーションの支援員協議会というものを設置いただいております。こちらのほうが主体となってやっていただいているというような状況でございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。

今いった形でリハをやってもらうことは極 めて必要な話だろうと思っております。た だ、このリハ職は、集めるという話ですけれ ども、そう簡単に集まるのかという問題が恐 らく出てくるんだろうと思います。というの は、全て介護施設はじめいろんなところでリ ハはやっていますし、リハのスタッフ自体も そんなたくさんいるわけではないので、その 中から引っ張り出して、集めて、そして訪 問、あるいは――訪問系ですよね、やる仕事 とすれば。そういう形でリハをやっていこう ということなんで、問題は、恐らくこの人材 をどう確保していくのか、そしてその中でこ れをどうやって運営していくのか、極めて簡 単な話じゃないというふうに今私は聞いてて 思ったんですけれども、これ、やらなきゃい けない事業なんで、その部分は目詰まりを起 こさないように、スムーズにできるように、 ぜひ県のほうで調整やっていただければと思 いますので、よろしくお願いします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 認 知症対策・地域ケア推進課でございます。

委員おっしゃいますように、確かに、今コロナの状態の中で派遣いただくというのは大変難しいことでございます。また、他県からの応援もございません。その中で、各リハビリテーション関係の病院のほうに、これまた、協議会がございますので、そこを通しましてお願いをしているところでございます。

一旦出れば帰ってくるのに2~3日は出勤 停止というところも、そういう病院もござい ますので、そういうところは除きまして、協 力する病院に手を挙げていただきまして、職 員さんを派遣していただいているというふう な状況でございます。

現在のところは、市町村のニーズを埋める ぐらいのリハ職の方々に参加いただいている という状況ではございますが、これから長くなりますものですから、そのあたりもいろいろお願いをしながら継続をしていきたいというふうに話しているところでございます。

○藤川隆夫委員 今ので分かったんですけれ ども、これ、あくまでもボランティア的な考 えでやっていくのか、それとも、きちっと費 用見ながらやっていくのか、出ていった人た ちに対して費用負担されているのか、その付 近をちょっとお願いします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 日 当ですとか、あるいは保険料ですとか、交通 費ですとか、そういうものも予算の中には計 上させていただいておりまして、それを含め て医師会のほうには委託をさせていただいて いるところでございます。

- ○藤川隆夫委員 分かりました。 以上です。
- ○山口裕委員長 ほかにありませんか。
- ○岩下栄一委員 コロナ前とコロナ後では、 いろんな状況の変化があって、その中で生活 保護の受給者あるいは申請者というのは大き く変化していると思いますけれども、その点 はいかがですか。大分増えたわけでしょう。
- ○永野社会福祉課長 社会福祉課でございま す。

生活保護の申請状況等についてお尋ねをい ただいたところでございます。

今年の4月はかなり増えておりまして、申請でいいますと、30%程度4月が増えておりまして、かなりちょっと心配をしていたところなんですけれども、その後は、前年度と比べますと下回る時期があったりとか、それほど変わらない時期があったりということもご

ざいまして、県の所管しております県の福祉 事務所8と市の13、21福祉事務所で見ます と、4月から8月までの5か月で前年比申請 件数は100.5%ということで、現在は昨年度 並みというふうになっておるところでござい ます。

その中で、コロナ関係で困ったからということでお尋ねしているんですけれども、申請のうちの約9%がコロナで困ったからということになっておりますので、割と落ち着いている状況かなというふうに思っているところでございます。

○岩下栄一委員 コロナの影響はあまり大き くなかったということ。

それで、そういう中で、民生委員の活躍が 随分あるわけですけれども、民生委員の本県 における充足率は十分なんですか。手前ども の地域、校区では、民生委員のなり手がない と、あっても辞めたいというのがたくさんい るんですね。その点はどうですか。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございま す

県のほうでは、熊本市を除きます44市町村 所管しておりますけれども、定員のほうが 2,788名となっております。3年の任期で、 昨年の12月に改選があっております。そのと きは、欠員が107名でございましたけれど も、その後、市町村に御努力いただきまし て、9月1日現在では、欠員は72名、充足率 97.4%というふうな状況で、非常に厳しい中 でございますけれども、市町村に頑張ってい ただいて充足に努めていただいているところ でございます。

○岩下栄一委員 熊本県は、民生委員発祥の 地というか、林市蔵氏が民生委員の父と言わ れておりますけれども、この人が言い出した んですね、最初、大阪で。方面委員といいま すかね、伝統に立脚しているから、熊本は、 民生委員の本当に充実して、今日まで来たと 思うんですけれども、もし不足があれば、な お一層の努力をお願いしたいと思います。 以上です。

- ○山口裕委員長 ほかにありませんか。
- ○鎌田聡委員 主要事業の3ページになるんですけれども、震災対応で住まいの再建支援事業ということで12億の予算がありますけれども、これは、高齢者リバースモーゲージとか撤去費用とかの助成だと思いますけれども、これは、大体今まで制度をつくってどのくらい今出てきているんですか。
- ○下山健康福祉政策課長 熊本地震の今まで の利用実績をお答えいたします。

リバースモーゲージで8月末時点で集計したところですと149件、自宅再建の利子助成が3,000件ほど、民間賃貸住宅の支援助成などが5,600件ほどございます。このほかにも、住宅融資の支援機構への申請件数、必ずしもこの制度ではなく、これから御相談いただく中で、別の制度を利用された方なども多数おられまして、そういった実績が計上されております。

- ○鎌田聡委員 額的に幾らぐらい。基金で対応されているやつと思いますけれども、どのくらいしているのか。
- ○下山健康福祉政策課長 すみません、今金 額をちょっと集計しておりませんでしたの で、後ほどまたお答えさせていただきます。
- ○鎌田聡委員 すみません、代表質問でも申 し上げたんですけれども、これ、水害の被災 者の住まいの再建も同様のメニューをつくっ ていただいて、しっかりと熊本地震に劣らな

いような自宅再建に向けた支援策を、ぜひ水 害の被害者に対しても講じていただきたいと いうことを改めて要望しておきますので、よ ろしくお願いします。

それと、引き続きいいですか。

予算関係のやつで12ページ、清水が丘学 園、これの今入所状況というか、もうちょっ と教えていただいていいですか。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉 課でございます。

清水が丘学園については、実人員としましては、大体10人から15人ぐらいで推移をしております。おおむね中学生が一番多うございますけれども、小学校の高学年から――一部、中学校卒業しても、しばらく学園から頑張られる子もおりますけれども、大体10人から15名で、ここ数年推移をしております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 これから全面改築ということで、当然、もう40年たっていますから、非常に古いのでやっていただきたいんですけれども、その間のその子供たちの居場所というか、その辺は、今からどうかされるんですか。

○坂本子ども家庭福祉課長 委員御指摘のとおり、当然、その必要とする子供たちはおられるので、現地の敷地を順番に、敷地を有効活用して、ローテーションをして整備していく予定でございます。ですので、ちょっと工期が、1期工事、2期工事、3期工事という形で、令和8年度までということで、子供たちの生活に極力支障がないように、計画的に進めていく予定でございます。

○鎌田聡委員 分かりました。ぜひその辺は 丁寧に対応していただいて、子供たちがそれ だけ、10から15人いらっしゃるということで すから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○竹崎和虎委員 主要事業の4ページ、インフルエンザ対策なんですが、昨日からインフルエンザワクチンの優先接種が始まっておるところなんですが、コロナ禍において、今季は受けようという方がたくさん出てこられると思うんですね。国のほうも、呼びかけといいますか、そういったやつをされとると思うんですけれども、まず、県として何か周知というのはされているんですか。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

本県といたしましても、厚生労働省の呼びかけに応じまして、同様の内容で今、県のホームページ、あるいは広報を活用いたしまして、呼びかけを行っているところでございます。内容としましても、同じように、65歳以上などの定期接種対象者の方、それと、10月の26日以降は、医療従事者を含めまして、そのほかの方にお願いしたいという内容で今呼びかけているところでございます。

○竹﨑和虎委員 今おっしゃったように、10 月1日から65歳以上であったり、60から64歳 ですかね、特定の疾患をお持ちの方、また、 26日から、それ以外の方ですけれども、それ を見たときに、医療従事者であったり、基礎 疾患を有する方、妊婦さん、小学2年生まで だったですかね、それをクローズアップして 書いてあるじゃないですか、下にその他の方 も受けられますよみたいな感じで。分かりに くかって言わすとですよね。おどまいつ受け らるっとかという方があるもんですから、そ の辺を分かりやすく周知していただければと 思います。

○上野健康危機管理課長 なるべく県民の方 に分かりやすいような形で広報に努めていき たいというふうに思います。

○竹﨑和虎委員 全国で6,300万回分を確保していると。その数字がどうなのか私もよく分かりませんけれども、うち、熊本で、昨日からの優先接種分を何回分確保してとか、26日からの一般の方も受けられるやつを何回分確保していますという数字はお分かりなんですか。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

このワクチンの供給につきましては、前年 度に応じまして、卸のほうから各都道府県 に、製造業者から卸を通じて、各都道府県に 配付をしていくようなシステムになっている ということで、卸協会にも確認しましたとこ ろ、最終的に熊本県に何回分入ってくるかと いうことまでは、卸としても把握はできない ということですが、少なくとも、前年、昨年 以上に供給はされるというふうには考えてい るということでございます。

○竹崎和虎委員 やっぱり地域の方も、その病院に行ったら、あ、もう売り切れましたじゃないですけれども、受けられませんとならぬようにお願いをしたいということだったもんですから、そこら辺も、県として、受けたい方がちゃんと受けられるというか、そういった取組をよろしくお願いしたいと思います

以上です。

○前田敬介委員 新規事業の3ページの地域 福祉総合支援事業の件なんですけれども、今 現在ある地域の縁がわ事業、これの被災地に 対しての拡張という形、別の事業をそのまま また申請という形になるのか、補助率はどれ くらいか、教えてください。

○下山健康福祉政策課長 昨年から、その前から被災地枠というのを従前の3分の2の補助率を、被災地については4分の3にかさ上げして、また、補助上限額も上げて実施しております。

今回の7月豪雨分も、こちらのほうで補助率も上げて実施しようと思っております。内容としましては、すみません、何か順番が前後しましたけれども、NPO法人や社会福祉法人等が縁がわのための整備を行ったり、地域福祉団体が活動を行うためのソフト経費などでございます。

今冒頭に申し上げましたのがハード経費の 補助になってございまして、ソフト経費についても、見守り活動とか、買物支援、学びの 縁がわ、配食サービスなど、地域で行われる 活動が、コロナ禍ですので、非常に慎重に行っていただかないといけませんけれども、しばらく行われていなかったところも多いと聞いておりますので、安全に安心して地域の活動が行われるようにというところでの事業の計上でございます。

○前田敬介委員 あと1つ、すみません。

4ページの5番の新規事業、保健所機能強 化事業等なんですけれども、これは、全ての 保健所で検査センターなどの設置を行う予定 という感じなんですか。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

この5の事業につきましては、主に保健所の機能強化を図るということで、保健所の職員の臨時雇用、各保健所3人ずつの職員の雇用とか、あと、検体の搬送の支援とか、あと、患者様の搬送も支援する、そういったこ

とがメインになっておりまして、PCR検査 センターにつきましては、郡市医師会のほう にお願いしまして、今設置の準備を進めてい ただいているところでございます。

○山口裕委員長 よろしいですか。 ほかにありませんか。

○西村尚武委員 主要事業の4ページの5番、今委員からの質問がありましたが、4番も質問したかったんですけれども、これは竹崎委員のほうから質問がありました。

インフルエンザに関しては、昨年も何か型の判定が揺れて、足りるか足らぬかというような状況になったと思うんですけれども、正確なロット数を出すというのは難しいかもしれませんが、それはぜひともお願いしたい。今年は特にコロナ禍の中でインフルエンザを接種する人が多分多いだろうというふうな予想、マスコミを見ても―。それと、その関連で、5番の新型コロナに関してのワクチンであるとか、治療薬であるとか、結構マスコミ、新聞とかテレビからはいろんな情報が入ってきているが分からぬもんですから、その進捗状況、開発の状況とか分かれば教えていただきたいと思います。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

今委員御質問の新型コロナのワクチンの開発状況につきましては、ちょっと所管はうちではないんですけれども、今のところ、来年の早い時期に、何回かに分けて配付が行われるのではないかというふうな情報が入ってきております。

または、それがいつからスタートかとかということにつきましては、まだはっきりとは分かっておりませんし、まだそのワクチンの開発状況によっては、遅れたりということも、もしかしたらあるのかというふうには考

えております。

治療につきましても、かなり治験が今進んでおりまして、重症化を防ぐための治療方法とかいうのがかなり分かってきているということでございますので、既存の薬を使われた中での治療法というのが確立しつつあるというふうには聞いております。

○西村尚武委員 今私もホテルに泊まってい ますけれども、ホテル関係者からも、Go Toキャンペーンが始まりまして、大都市が 開放されたということで、結構ネットでの予 約が入ってくる。それに対してやっぱり怖い というふうなこともありますので、やはりワ クチンの開発をしておけとかなかなか言えま せんけれども、その辺はやっぱり準備をして いかぬと、結構患者さんが出てくるのかなと 思っております。それと、予算のほうの補正 予算説明資料の11ページの子ども家庭福祉課 の子ども食堂活動支援事業、これは新型コロ ナ対応ですね、これは子ども食堂に関して、 やはり一般食堂もコロナ禍の中で営業不振に なったりとか、今閉店しているところも出て きています。そういう中で、この子ども食堂 自体の今の現状、過去に比べて増えているの か減っているのか、その辺をちょっとお聞か せいただきたいんですけれども。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉 課でございます。

子ども食堂につきましては、県が把握している数字で、大体県下今80ぐらいの子ども食堂が県下各地ございます。

8月末現在で、おおむね半分、40か所ぐらいの食堂が活動をされておる、すなわち、半分は、ちょっとまだ様子を見られているというか、そういう状況で、40か所のうちでも、実際の人を集めてやっている食堂というのは大体10か所ぐらいというふうに把握しており、あとは配食とか、そういう形で慎重に対

応されているというのが現状でございます。

○西村尚武委員 今子供の貧困が言われ出してもう久しいものがありますが、やはり、よその横浜とかちょっと機会があって行ったんですが、やはり子ども食堂とか、やっぱり力を入れているという部分があります。その辺もぜひコロナ禍の中で難しいとは思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

それと、主要事業のほうの26ページの8番と9番、8番は熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業、9番は新型コロナウイルス感染症に係る自殺対策事業というのが出ています。

実際にそういう自死に至った事例があるのか、それをひとつお聞かせいただければと思います。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課で す。

まず、自殺に対してですけれども、コロナ 禍とかが直接の原因でというふうなのはまだ 聞いておりません。

自殺者の推移ですけれども、実際、全国的にも減少しております。ただ、本県の場合ですが、大型地震が起こってから、他県もそうですけれども、3年目には増加するという傾向がありまして、本県も、昨年度の実績では増加しております。全体の280人ということになっておりますが、それでも、地震後の増加が大きかったもんですから、27年度ベースで考えれば、約100人ほど自殺者は減っている状況です。九州でも一番低い状況にはなっております。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○西村尚武委員 やはり企業倒産も、なかな か今大きな倒産も減っているという事実もあ りますから、その辺では減っているのかな と。しかし、280名というと、やっぱり多い ですね。

以上です。ありがとうございました。

○藤川隆夫委員 15ページの生活困窮者総合相談支援事業の中の住居確保給付金のほうなんですけれども、コロナ禍で大変企業自体も業績が悪化して、その中に勤める方々も大変苦労されている中で、実際に住居を失った、あるいはアパートから出ていった、いろんなことがあろうかというふうに考えるんですけれども、実際問題として、今いった形で住居を失った方が現実どの程度いるのか、そして、実際この事業に対して手を挙げられているのがどの程度いるのか。

それともう一点が、この給付金自体は何か 月間出すのか、それとも、その付近をちょっ と教えていただければと思います。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

お尋ねの中で、実際住居を失った方というのがどれだけ――申し訳ございません、ちょっと把握をしておりませんけれども、この住居確保給付金を活用されたということで、県のほうでは町村部をちょっと担当しております。4月から8月までの件数でいきますと、51件でございます。昨年度1年間で6件ということでございますので、51件、かなり増えている状況でございます。

支給期間でございますけれども、当初、3か月間ということで支給をいたしますけれども、その後、2回、更新といいますか、延長できますので、最長9か月まで支給ができるというふうな制度になっております。

○藤川隆夫委員 分かりました。

今ので話分かりましたので、丁寧に、困っていらっしゃる方に対応していただければと思います。まだまだこれからも出てくる可能

性があると思いますので、網を広げて拾っていってあげていただければというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

もう一点が、21ページの里親推進事業の中で里親養育包括支援、フォスタリング機関設置の話がありまして、最初私が聞いてたのは、社福に委託するような話だったと思うんですが、先ほど児相にという話じゃなかったですかね。

○坂本子ども家庭福祉課長 すみません、委 員御認識のとおり、社会福祉法人等への委託 を予定しております。八代児相と中央児相の 管内に1か所ずつという意味でございます。 申し訳ございません。

○藤川夫委員 分かりました。

その中で、結局里親をこれから増やしてい こうという恐らく考え方なんだろうと思うん ですけれども、その中で、この里親の教育と いうのも当然やらなきゃいけない、その中で 子供たちのマッチングも、これもやっていか なきゃいけない。その中で、事業を見ている と、里親に対しては様々な手段で県のほうが 関わりを持ってやっていかれると思うんです けれども、実は、子供たちのほうですよね。 小さい子たちは、恐らく何も言わないからあ れなんでしょうけれども、小中高生ぐらいに なってくると、それなりにいろんな課題を抱 えるわけで、その子たちが、その里親の中で 置かれている状況等について、本来であれ ば、子供たちからもヒアリングをするとか、 あるいは周囲からヒアリングをするとか、そ のようなことをやっていかないと、きちっと した里親制度にはなっていかないというふう に考えるので、その部分が、この間のメニュ ーを見ていたら、何か抜けているような気が したんで、その付近はどういうふうにされる のか。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉 課でございます。

まさに、里親委託を推進するというのは、 先生おっしゃるとおり、子供たちのためでご ざいます。そこを十分認識しなければならな いと考えております。

したがいまして、リクルートしてマッチングするその先、いわゆる、そこの養育の状況がどうなされているかというの、これは、もちろん措置権は児童相談所にございますので、現在児童相談所も体制をかなり拡充して、里親についても集中的に、それにたけた職員ということで養成をしていきたいと考えておりますので、いわゆる民間の機関と、そして児童相談所の職員、それから現状でも各養護施設に里親の支援員という方がおられます。そういった方が今地域の里親家庭に入っていかれていますので、そういった部分の連携によって子供たちの状況を把握していくということで、制度全体で見ていくというか、見守っていくということを考えております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今のお話でよく分かりましたけれども、里親にもいろんな方がいらっしゃいますので、きちんとチェックしていかないと、逆に言うと、里親に子供は出されたけれども、その中できちっとした対応がされていなければ、また悲惨な話になってくると思いますので、そこはきちっとチェックを働かせながら、子供が健全に生育できるように、見ていっていただけるように仕組みをつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

〇岩下栄一委員 条例案件ですけれども、食品衛生基準条例が今回出ていますけれども、 食品衛生法に準拠した条例でしょう。ところ が、10年ほど前に、新しいリニューアルした 食品安全基本法という法律ができた。そうし た食品安全基本法の位置づけというか、それ についてどういうふうな考えをお持ちか。

○上野健康危機管理課長 委員が今御指摘の 食品安全基本法につきましては、あくまでも 食品の安全に係る基本理念をうたったものと いうふうに理解しておりまして、その個別の 食品衛生に関する食中毒の予防とか、営業施 設の基準とかを定めたものにつきましては、 食品衛生法という個別の法というふうに理解 しておるところでございます。

〇岩下栄一委員 しかし、この食品衛生法というのは、要するに、昭和21~22年でしょう、戦後初めての。要するに、食中毒が多かった頃の法律で古過ぎるということで、食品安全基本法という形にリニューアルしたわけですよね。そうすると、この条例は食品衛生法を基にしているから、食品安全基本法に基づいた条例が必要じゃないかなと思ったんですがね。意見を申し上げました。答弁は要りません。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で前半グループの質疑を終 了いたします。

それでは、説明員の入替えのため、ここで、おおよそ10分間休憩いたしたいと思います。

再開は、あの時計で、11時37分でお願いい たします。

午前11時26分休憩

午前11時36分開議

○山口裕委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループの健康福祉部健康局の4課及 び病院局について、令和2年度の主要事業及 び新規事業の説明と付託議案等の審査を行います。

まず、健康福祉部健康局の主要事業及び新 規事業、予算関係の付託議案について、執行 部から説明をお願いします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め るために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日は、委員会室への入室人数を抑えるため、マスコミ等の入室を一部制限しております。これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに近づいて明瞭に発言いただきますようお願いします。

それでは、順次説明をお願いします。

○三牧医療政策課長 医療政策課です。

令和2年度主要事業及び新規事業の28ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

初めに、医師確保総合対策でございます。

1の寄附講座開設事業は、熊本大学病院に 寄附講座を設置し、地域医療を担う医師の養 成や地域への派遣等に取り組むものでござい ます。

続きまして、2の医師修学資金貸与事業は、僻地医療機関など知事が指定する医療機関で一定期間就業することを条件に、返還を免除する修学資金を熊本大学及び県外大学の医学生に貸与する事業でございます。

29ページをお願いいたします。

看護職員確保対策でございます。

1の看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップを支援するため、在宅医療に係る認定看護師等の資格取得に要する経費の助成やナースセンター事業による就労支援等を行うものでございます。

ちょっと飛びまして、4の看護師等修学資金貸与事業は、知事が指定する医療機関等で 一定期間就業することを条件に、返還を免除 する修学資金を看護学生に貸与する事業でございます。

5の看護師等養成所学内実習補完事業につきましては、9月補正予算関係で説明いたします。

30ページをお願いいたします。

災害・救急医療対策でございます。

2のヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリと防災消防ヘリの2機による熊本型ヘリ救急医療搬送体制を推進するための運航経費等について助成するものでございます。

続きまして、へき地医療対策の1のへき地 医療施設運営費補助は、僻地診療所と僻地医 療拠点病院による僻地医療活動等に要する経 費の助成や医師派遣等調整を行うものでござ います。

続きまして、31ページをお願いいたします。

小児・周産期医療対策でございます。

1の小児医療対策事業は、小児救命救急センターや小児救急医療拠点病院の運営費についての助成や子ども医療電話相談事業、いわゆるシャープ8000等の運営経費でございます。

続きまして、歯科医療対策の1の障がい 児・者歯科医療提供体制強化事業は、熊本県 歯科医師会立口腔保健センターが行う歯科診 療機能強化や人材育成等に要する経費につい て助成を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

医療提供体制の充実でございます。

1の地域医療構想推進事業は、構想区域単位及び県単位で調整会議を開催し、団塊の世代が75歳以上となります2025年に向けまして、効率的で質の高い医療提供体制を構築するための方策等を協議するための会議費用等でございます。

1つ飛びまして、3の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、熊本県医師会によ

るICTを活用した地域医療等情報ネットワーク、いわゆるくまもとメディカルネットワークの構築に要する経費について助成を行うものでございます。

33ページをお願いいたします。

6の御所浦医療提供体制強化支援事業は、 御所浦島内の医療提供体制を確保するため、 御所浦診療所、北診療所及び歯科診療所の施 設、設備の整備等に要する経費について助成 を行うものでございます。

7の新型コロナウイルス感染症入院医療機 関設備整備事業は、8月補正予算で計上しま した人工呼吸器等の設備整備に助成するもの でございます。

8の新型コロナウイルス感染症医療機関緊急包括支援事業は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の医療従事者の給与の増額等に要する経費について助成を行うものでございます。5月専決でお願いしておりました。

9につきましては、9月補正予算関係で説明いたします。

34ページをお願いいたします。

10の新型コロナウイルス疑い患者受入れの ための救急・周産期・小児医療機関の院内感 染防止対策事業は、8月補正予算で計上いた しました救急・周産期・小児医療機関におけ る感染防止対策等に要する経費について助成 するものでございます。

11の医療機関における新型コロナウイルス 感染拡大防止等支援事業は、8月補正予算で 計上しました医療機関における感染防止対策 等に要する経費に助成するものでございま す。

12の新型コロナウイルス感染症対応従事者 慰労金交付事業は、患者と接する医療機関等 に勤務する医療従事者や職員に慰労金の給付 を行うものでございます。

主要、新規事業は以上です。

続きまして、資料が替わります。予算及び

条例等関係の厚生常任委員会説明資料16ページをお願いいたします。

議案第1号、令和2年度熊本県一般会計補 正予算(第10号)について説明いたします。

まず、公衆衛生総務費で15億6,368万円余の増額をお願いしております。

1、保健医療推進対策費、(1)の医師確保総合対策事業ですが、これは、総合診療専門医育成のために、遠隔テレビ会議等を活用して、熊本大学と臨床研修病院等で行う症例カンファレンスに必要な設備整備費用について助成するものでございます。

(2)の災害医療対策事業ですが、これは、 本年4月に施行されました死因究明等推進基 本法に伴う関係団体で構成する協議会の開催 に要する事務経費でございます。

1つ飛びまして、(4)の病床機能分化・連携推進事業ですが、これは、回復期の病床機能強化に取り組む医療機関の設備整備等に対して助成するものでございます。

17ページをお願いいたします。

2、地域医療介護総合確保基金積立金ですが、これは、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するために創設しました地域医療介護総合確保基金への積立金でございます。

続きまして、予防費で89億2,581万円余の 増額をお願いしております。

1、感染症予防費の感染症対策特別促進事業ですが、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのために、病床を確保した医療機関に対する400床分の空床補償等に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

医務費で993万円余の増額をお願いしております。

1、へき地医療対策費のへき地医療施設・ 設備整備費補助ですが、これは、災害時にお ける歯科保健医療提供体制を確保するため、 歯科医療及び口腔ケア等、歯科保健活動に必 要な携帯型歯科用ポータブルユニット等の購 入に対する助成でございます。

続きまして、保健師等指導管理費で475万円余の増額をお願いしております。

1、看護師等確保対策費の看護師等養成所 学内実習補完事業ですが、これは、看護師等 養成所が実施する医療機関での臨地実習に代 わります学内演習を支援する実施団体に対す る助成でございます。

続きまして、飛びますが、29ページをお願 いいたします。

令和2年度8月専決処分、水害対策分の報告及び承認についてでございます。

公衆衛生総務費で346万円の増額をお願い しております。

1、保健医療推進対策費の災害医療対策事業ですが、今回の水害発生時に県の要請に基づき活動したDMAT隊員の傷害保険加入に要する経費でございます。

医療政策課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

主要事業及び新規事業の資料をお願いいたします。

35ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

国民健康保険指導費等の説明欄、2、国民 健康保険保険基盤安定負担金は、市町村が行 う低所得世帯の保険料(税)の軽減等に要する 費用について、法定の県負担金を交付するも のでございます。

次に、一番下の国民健康保険事業特別会計 繰出金は、国民健康保険法の規定に基づき、 保険給付のうち、県負担分を特別会計へ繰り 出すものであります。

36ページをお願いいたします。

国民健康保険につきましては、特別会計を 設けて運営をしております。

説明欄の1、国民健康保険保険給付費等交

付金は、市町村が医療機関等に支払う保険給付や保険料の減免に要する費用など、国民健康保険事業に要する費用を市町村へ交付するものです。

説明欄の2、社会保険診療報酬支払基金納付金は、後期高齢者支援金や介護納付金を支払基金へ納付するものです。

説明欄の3、国民健康保険財政安定化基金 積立金は、前期高齢者交付金の過年度清算分 などを基金に積み立てるものであります。

続きまして、37ページをお願いいたします。

保健医療推進対策の説明欄1、医療費の見通しに関する計画検討委員会運営事業は、医療費の適正化を推進するため、本県における医療費の見通しに関する計画の進捗状況につきまして、評価、検討を行う委員会を運営するものでございます。

次の後期高齢者医療対策ですが、こちらは、後期高齢者医療制度に関する県の法定負担金でございます。

説明欄1の(1)は、後期高齢者医療広域連合が行う医療給付について、(2)は、高額医療費の軽減について、(3)は、低所得者の保険料軽減について、それぞれ広域連合に対して県の負担金を交付するものでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進 課でございます。

資料のほうは、38ページをお願いいたしま す。

まず、健康づくりの推進でございますが、 1の健康長寿推進事業は、県民の健康づくり の意識醸成や企業などの健康経営を推進する ための普及啓発などを行う事業です。9月補 正になりますので、後ほどまた御説明申し上 げます。

次、2の糖尿病発症・重症化予防対策支援 事業は、糖尿病の発症予防や重症化予防のた め、医療スタッフの養成や2次医療圏ごとの 連携体制の整備を進めるための事業です。

1つ飛びまして、4の歯科保健推進事業は、フッ化物洗口による虫歯予防対策など、 県民の歯の健康づくりを推進する事業でございます。

39ページをお願いいたします。

6の国保ヘルスアップ支援事業は、市町村 を対象に、糖尿病予防や特定健診の受診率向 上を図るための研修並びに医療費の分析を行 う事業でございます。

次に、がん対策の推進です。

2のがん診療施設・設備整備事業は、がん 診療を行う医療機関の施設整備などへ助成を 行う事業です。

次、40ページをお願いいたします。

6及び7の2つの事業につきましては、新 規事業でございますけれども、9月補正にな りますので、後ほどまた御説明申し上げま す。

原子爆弾被爆者対策の推進の原爆被爆者特別措置費につきましては、原爆に被爆された 方で病気などの状態にある方へ健康管理手当 などの各種手当の支給を行っている事業でご ざいます。

次に、難病対策等の推進です。

1の指定難病医療費は、難病患者の方々の 負担軽減のため、医療費の一部を公費負担す るものでございます。

41ページをお願いいたします。

ハンセン病問題対策の推進です。

ハンセン病事業費は、ハンセン病問題についての正しい理解を深めるために、広く県民を対象とした普及啓発等を行う事業です。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策に 係る宿泊療養の推進です。

軽症者等療養支援体制整備事業は、医療機 関における重症者の病床を確保するため、軽 症者等が宿泊施設で療養する際の支援を行う 事業です。 続きまして、9月補正の予算のほうになり ます。

資料のほうは、19ページをお願いいたしま す。

公衆衛生総務費になります。

今回、2,200万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

健康づくり推進費につきまして、3つの事業をお願いしております。

(1)及び(2)は新規事業ですが、まず、(1) のがん患者妊よう性温存治療費助成事業でご ざいます。妊よう性とは、妊娠する力、させ る力という意味でございます。これは、がん 治療により妊よう性が失われる若い世代のが ん患者について、妊娠を希望される場合に、 がん治療の前に精子や卵子を凍結保存するた めの治療費につきまして助成を行いまして、 経済的負担を軽減する事業でございます。

次の(2)、がん・生殖医療の提供体制強化 事業は、がんの治療により妊よう性に影響が 出る患者につきまして、地域のがん医療機関 と生殖医療を行う医療機関との情報連携を強 化するための経費につきまして、熊本大学病 院内にございます生殖医療・がん連携センタ ーに助成を行う事業でございます。

次の(3)健康長寿推進事業は、県民主体の 健康づくりの普及啓発に要する経費でござい ます。

健康づくりに関する広報プロモーション、 健康経営の普及促進、運動推進のための歩数 計アプリのバージョンアップなどに取り組む ための経費でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。よ ろしくお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございま す。

主要事業等の説明資料42ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

初めに、生活衛生関係営業施設等の振興及 び衛生水準の維持向上でございます。

説明欄の2、住宅宿泊事業適正運営確保事業は、いわゆる民泊業について、事業者に対する指導監督を実施し、安全面、衛生面の確保など、事業の適正な運営を図るものでございます。

次に、項目3つ目、新型コロナウイルス感 染症対策における宿泊療養の推進でございま す。

軽症者等の宿泊療養事業は、新型コロナウイルスの軽症者等を受け入れるための宿泊療養施設として、県が旅館、ホテルなどを借り上げることによりまして、新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の入院医療提供体制の確保を図るものでございます。

43ページをお願いいたします。

項目の一番上の献血の推進でございます。

献血推進対策事業は、広く県民に対して献 血思想の普及を図るとともに、少子高齢化に 伴います献血可能人口の減少に対処するた め、若年層への普及啓発を推進し、将来にお ける献血者の確保を図るものでございます。

項目の2つ目、臓器移植・骨髄移植の推進 でございます。

臓器や骨髄の移植を希望される方々がその機会を得られるよう普及啓発に努めるとともに、臓器提供ができる病院や骨髄ドナーの登録者を増やすため、病院内におきます体制整備の支援や献血移動採血車を活用した骨髄ドナー登録会などを行うものでございます。

項目の4つ目、新型コロナウイルス感染症 対策に係る医療物資の供給支援でございま す。

県内の製薬企業に対し、マスクや消毒エタノールを製造するための施設整備費を助成し、不足するマスクや消毒用エタノールの供給の確保を図るとともに、マスクなどを県が購入し、不足している医療機関等に配付する

ものでございます。

44ページをお願いいたします。

項目の1つ目、薬物乱用防止対策の推進で ございます。

青少年に薬物乱用が広がらないよう、県警 や教育委員会などと連携して、小中学校、高 等学校で薬物乱用防止教室を開催すること で、薬物の正しい知識の普及を図るものでご ざいます。

項目の2つ目、後発医薬品の普及啓発の推 進でございます。

国では、患者負担の軽減や医療保険財政改善の観点から、後発医薬品の使用を進めておりまして、後発医薬品の使用割合を80%以上にすることとしております。

県では、県民や医療関係者に対しまして、 様々な媒体を通して啓発を行うものでござい ます。

項目の4つ目、薬局における新型コロナウ イルス感染症対策の推進でございます。

2の新型コロナウイルス感染症対応薬局慰 労金交付事業では、感染リスクの下で業務に 従事している薬局の従業者等に対しまして慰 労金を支給するものでございます。

主要事業は以上です。

次に、9月補正予算について御説明申し上 げます。

資料替わりまして、9月補正予算資料20ページをお願いいたします。

薬務費について、56万円余の増額をお願い しております。

右の説明欄の薬務行政費ですが、医薬品検 査及び一斉取締費の事業におきまして、保健 環境科学研究所で行う医薬品検査に用いる機 器の購入に要する経費でございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 続いて、病院局の主要事業 及び新規事業、予算関係の付託議案の説明に 移ります。

病院事業管理者から総括説明をお願いしま す。

○吉田病院事業管理者 病院局でございま す。

議案の説明に先立ち、県立こころの医療センターの役割と現在重点を置いております取組及び病院経営の概要について御説明申し上げます。

まず、当センターの本県における精神科医療の中核病院としての役割と取組につきまして、2点御説明いたします。

1点目は、セーフティーネット機能を持つ 医療機関としての役割を果たすため、措置入 院など民間では対応が困難な患者の受入れ や、薬物やアルコール依存など医療面で高度 な専門性を要する患者の治療に積極的に取り 組んでおります。

2点目の政策的、先導的精神科医療を推進する役割につきましては、現在、退院した患者の地域移行支援と児童・思春期医療の2つの取組に重点を置いております。

このうち患者の地域移行支援につきましては、長期間入院していた患者が自立した生活をそれぞれの地域で送ることができるよう、 退院後のサポートを行っております。

また、児童・思春期医療につきましては、 外来診療から入院診療まで発達障害など子供 の心の問題に係る診療サービスの提供を行っ ておりまして、今後とも積極的に取り組んで まいりたいと考えております。

次に、病院経営の概要についてでございま す。

ただいま御説明いたしましたとおり、県立 病院として、県内精神科医療のセーフティー ネット機能や政策的、先導的機能を担ってい く所存でございますが、これらは、その性格 上、収支が厳しくならざるを得ない分野であ ると考えております。しかしながら、一般会 計からの繰入金に過度に頼ることのないよう、経費の削減とさらなる医業収益の確保に 努めてまいります。

以上が当センターの概要でございます。

続きまして、本定例会に提出しております 病院局関係の議案の概要につきまして御説明 申し上げます。

議案第4号、令和2年度熊本県病院事業会 計補正予算につきまして、総額1,700万円の 増額となる補正予算をお願いしております。

その内容は、新型コロナウイルス感染症対 応従事者慰労金の計上でございます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 次に、担当課長から主要事業及び新規事業、予算関係、付託議案の説明 をお願いします。

○杉本総務経営課長 病院局総務経営課でご ざいます。

委員会資料、主要事業及び新規事業の45ペ ージをお願いします。

令和2年度予算総括表を記載しておりま す。

病院事業におきましては、公営企業会計を 採用しており、大きく収益的収支と資本的収 支に分けて整理しております。内訳について は、後ほど御説明いたします。

次のページをお願いします。

1の病院の概要を御覧ください。

当病院、こころの医療センターは、県に設置を義務づけられた精神病院であり、稼働病床は150床でございます。

ほか、記載のとおりでございます。

次の2、第3次中期経営計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とし、次に挙げる5つに取り組み、県立病院として適切な精神科医療を推進していくことと

しています。

まず、1に、セーフティーネット機能の維持、充実を図るとともに、児童・思春期医療、政策的、先導的医療に取り組みます。今年度は、精神疾患のある軽症の新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制も確保します。

2に、医療の質の向上と安全を確保し、患者や家族等とも相互協力のもと、利用者の立場に立った医療の提供を行います。

次のページをお願いいたします。

3に、国が進める入院医療中心から地域生活中心へという方向に沿って、患者の社会生活に向けた支援の充実を図り、短期治療型の病院を目指します。

4に、精神科医療を支える人材の教育、研修の推進やDPATの派遣を含む精神科災害 医療への対応等、地域に貢献できる病院を目 指します。

5に、これらを実現するため、職員の勤務 環境を改善していくとともに、運営体制を強 化し、安定した経営基盤を確立することとし ています。

次のページをお願いいたします。

この計画の目標値は、一般精神病床利用率 を86%としているほか、記載のとおりでござ います。

次に、3、令和2年度予算を御覧ください。

最初に触れました予算総括表の内訳を記載しております。

左の表、収益的収支を御覧ください。

上段の収益につきましては、一般会計負担 金8億8,700万円余を含め、17億8,200万円余 を計上し、中段の費用には、17億7,500万円 余を計上しており、収入から費用を差し引い た損益は、最下段、600万円余の利益を見込 んでおります。

右の表、資本的収支を御覧ください。 収入には、企業債借入れの1億300万円 を、支出には、企業債元金の償還や施設整備の更新費等3億5,700万円余を計上しており、差引き2億5,400万円余の財源不足を見込んでおります。

この不足額については、一般会計からの繰 入れを行わず、病院の留保資金を充てること としております。

以上で主要事業及び新規事業の説明を終わります。

続きまして、資料を替えていただきます。 委員会資料、予算及び条例等関係の21ページをお願いいたします。

病院事業会計の収益的収支について、1,700万円の増額補正をお願いしています。

事業の内容につきましては、次のページで 御説明いたします。

今回の補正は、国が県を通して交付する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金をこころの医療センターに勤務する医療従事者等に給付するために補正するものでございます。

病院局からは以上です。御審議のほどよろ しくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で主要事業及び新規事業、予算関係の付託議案についての説明が終わりました。

ここで昼食休憩といたします。 再開は、13時からとします。

午後0時8分休憩

午後 0 時58分開議

〇山口裕委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、報告関係について、執行部から 順次説明をお願いします。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進 課でございます。

資料のほうは、予算及び条例等関係の資料

59ページをお願いいたします。

報告第8号、公益財団法人熊本県総合保健 センターの経営状況について御報告いたしま す。

概要につきましては、次の60ページの資料で御説明申し上げます。

まず、1の財団の概要でございますが、同センターは、昭和60年3月に財団法人熊本県成人病予防協会として設立されまして、平成17年に財団法人熊本県総合保健センターと名称が変更されております。その後、平成24年4月に公益財団法人へ移行しております。

設立の目的は、生活習慣病予防やがん予防 のため、健康診断や保健指導、普及啓発など の事業を行い、県民の健康の向上に寄与する ことでございます。

主な出捐者といたしまして、熊本県のほか、県の医師会、県対がん協会、結核予防会 熊本県支部がございます。

続きまして、2の令和元年度事業報告で す。

受診勧奨や休日健診を実施したことによる 保健事業の推進、それから、蓄電池搭載デジタル胸部検診車の導入による精度管理の向 上、市町村に対する効果的な健康づくり支援 や精密検査の受診率向上による健康支援活動 の充実を行っております。

続きまして、令和元年度決算の概要です。

経常収益は22億5,000万円余、経常費用は18億3,400万円余、当期経常増減額は4億1,600万円余の増となっております。この増額分につきましては、施設整備のための積立金のほか、令和2年度に新しい健診システムに係る整備に充てることとしておりまして、適正に収支される予定です。

続きまして、令和2年度の事業計画でござ います。

おおむね令和元年度と同様の事業実施を予定しており、健診受診率のより一層の向上、 また、さらなる精度管理の向上に取り組んで いく予定でございます。

最後に、令和2年度予算の概要です。

経常収益は22億2,700万円余、経常費用は19億6,800万円余で事業を実施することとしております。

今後も、予算の執行に当たりましては、より一層効率的、効果的に運用するとともに、 公益財団法人として適切な運営が行われます よう指導に努めてまいります。

続きまして、資料の65ページをお願いいた します。

報告第32号、歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてでございます。

これは、平成22年施行の熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の規定に基づきまして、毎年度議会に報告するものであり、歯科保健の現状、そして令和元年度の成果と令和2年度の取組の3点につきまして、概要を67ページ以下で説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、67ページの ほうをお願いいたします。

まず、熊本県の歯科保健の現状でございます。

(1)の子どもの歯の状況につきましては、 1歳6か月児及び3歳児の虫歯の保有者率に つきましては、年々向上はしておりますが、 全国的な順位につきましては、まだまだ低い 状況が続いております。しかしながら、12歳 児の1人平均虫歯の本数は0.8本となりまし て23位と、昨年度が41位でございますので、 23位と向上しております。

続きまして、(4)の市町村のフッ化物洗口 事業の取組状況でございますが、①熊本市以 外の市町村では、小中学校における実施率は 100%となっております。

次の68ページをお願いいたします。

②熊本市の状況につきましては、昨年度、 42の小学校で実施されておりまして、本年度 は、さらに実施校を増やして実施される予定 でございます。 フッ化物洗口事業の成果につきまして、2 点御報告申し上げます。

1点目は、12歳児の虫歯の状況に改善状況 が見られます。先ほど申し上げましたが、令 和元年度は0.8本となり、全国23位と改善を したところでございます。

2点目は、早期に全小中学校でフッ化物洗口を実施した3つの町村におきまして、12歳児の虫歯がはっきりと減少しておるところでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

令和元年度の主な取組の成果について、関係する6つの課ごとに事業の成果を記載しております。個別の事業につきましての説明は省略いたしますが、人材育成のための研修会の開催でありますとか、虫歯の予防、診療事業、診療器材購入への助成事業などに取り組んだところでございます。

飛びまして、73ページをお願いいたします。

73ページ以降は、令和2年度の主な取組の 概要についてまとめております。

取組の概要につきましては、令和元年度の 取組内容とおおむね重複いたしますが、本年 度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のた め、事業を一部縮小しているものがございま す。

なお、令和2年度の早産予防対策事業につきましては、9月補正で予算要求しているところでございます。

歯科保健対策につきましての報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

予算及び条例等関係資料の61ページをお願いたします。

まず、報告第9号、公益財団法人熊本県移

植医療推進財団の経営状況を説明する資料の 提出についてですが、これについては、資料 62ページの概要を基に御説明申し上げます。

1の財団の概要でございますが、この法人は、アイバンク事業及び移植医療に関する知識の普及に関する事業を行うことを目的としております。

次に、2の令和元年度事業報告ですが、 (1)普及啓発事業は、移植医療に対する県民 の理解と協力が得られるよう普及啓発を行っ ております。

(2)の摘出あっせん業務では、9名の方々から眼球の提供があり、そのうち17眼のあっせんを行っております。

令和元年度の決算でございますが、3に記載のとおり、経常収益の決算額は1,035万円余、経常費用の決算額は1,031万円余であり、当期経常増減額は4万円余の黒字となっております。

4の令和2年度事業計画ですが、おおむね 昨年度と同様の事業を予定しており、令和2 年度の予算も、5に記載のとおり、おおむね 昨年度と同様の予算額としております。

続きまして、資料の63ページをお願いいた します。

報告第10号、公益財団法人熊本県生活衛生 営業指導センターの経営状況を説明する資料 の提出についてですが、これについても、資 料64ページの概要を基に御説明申し上げま す。

1の財団の概要でございますが、この法人は、理容、美容、旅館などの生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図ることを目的としております。

2の財団の令和元年度の事業報告ですが、 経営指導員による経営相談指導、融資相談助 言、苦情相談等を実施しております。

令和元年度の決算ですが、3に記載のとおり、経常収益の決算額は1,959万円余、経常

費用の決算額は1,954万円余であり、当期経 常増減額は5万円余の黒字となっておりま す。

4の令和2年度事業計画ですが、おおむね 昨年度と同様の事業を予定しておりまして、 令和2年度の予算も、5に記載のとおり、お おむね昨年度と同様の予算額としておりま す。

説明申し上げました2つの財団の予算の執行に当たりましては、今後とも、より一層効率的な執行に心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

薬務衛生課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で後半グループの主要 事業及び新規事業、付託議案等について、執 行部から全ての説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号 等述べていただいてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を発言の 上、着座のまま説明を行ってください。

それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

〇岩下栄一委員 29ページ、看護師等確保事業ですけれども、この中に、看護師等修学資金貸与事業で、就業することを条件に返還を免除する修学資金とありますけれども、この後に、その看護学生に対して貸与するとあるんですけれども、それは、くれるんですか、貸すんですかね。

○三牧医療政策課長 ただいま委員のほうからお尋ねになった案件でございます。基本的にこの事業は貸与事業でございますが、5年間県内の医療機関に勤務する、あるいは僻地に3年間勤務する、その場合は返還を免除す

るという形になっております。

〇岩下栄一委員 くれるわけじゃないんです ね。返さなくていい場合もあるということで すね。

○三牧医療政策課長 そのとおりでございます。あくまで県内の医療機関に就業していただくということを目的とした貸与基金になっております。

〇岩下栄一委員 いずれにしても、非常に大変な職場で看護師さんたちの御苦労は大変大きいと思うんですけれども、ぜひ人材を十分確保していただきますようにお願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 主要事業の41ページ、ハンセン病事業費の関係になりますけれども、今センターを設置して運営されていると思いますけれども、家族への補償金、これが今度決まって、その請求とかがされていると思いますけれども、県内で今どのくらい請求がきているんですか。

○亀丸健康づくり推進課長 ハンセン病の家族訴訟に伴います補償金の関係でございますけれども、厚労省のほうからも、全体の人数あたりにつきましては、連絡も県のほうにはございません。ただ、4月1日に開設いたしましたハンセン病関係の相談センター、こちらのほうには、毎月20件を超える相談があっておりまして、そちらにつきまして、適切な相談対応を行っているところでございます。

○鎌田聡委員 請求額とか件数は分かりませんけれども、ちょっとした相談は来ているということですよね。だから、周知がなかなか

行き届いていないのかなという心配も家族の 皆さんはしてたんですけれども、その辺はど うですか、お知らせというか。

○亀丸健康づくり推進課長 センターの事業 の広報といたしまして、各市町村の広報誌で ありますとか、あるいは県のホームページ、 そういったものを通しまして周知を現在図っ ておるところでございます。

また、相談の電話をかけてこられた方々の 口コミの情報あたりも広がりを見せていると ころでございます。

○鎌田聡委員 せっかくこういった補償金の 支給制度というのができましたので、まだま だ周知がどうなのかと心配しております。そ して、これ、たしか期限もあったと思います から、ぜひ積極的な周知をお願いして、それ と、そのことについて、また、ハンセン病問 題に対するきちんとした理解を生むような、 そういった取組も併せてやっていただくよう にお願いします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 説明資料のほうの16ページの件で、病床機能分化・連携推進事業ということで、回復期病床の強化に取り組むというふうになりますけれども、この地域医療構想の中ではずっと病床を整備されてきているというふうに思いますが、その中で、今当初から回復期はちょっと足りないという話で、そちらに移行するようにという形での政策的な誘導もあったかというふうに思いますけれども、現状においては、今病床の状況自体、もう一回教えてもらえればと思います。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

病床機能につきましては、県内の病床機

能、4つに分けておりまして、高度急性期、 急性期、それに回復期と慢性期となっており ます。

現在、熊本県の状況といいますのは、回復 期がまだ余裕があるということで、ほかの部 分はもう全部オーバーフローしているような 状態でございます。

ただ、県内の医療機関が回復期のほうにだんだんベッドの機能を集約化してまいりまして、現在では、県内全体で約60床というのがまだ余裕がある、ということは、もうほとんど余裕がないというような状況になっているのが現状でございます。

- ○藤川隆夫委員 ということは、うまく機能 分化ができたというふうに考えていいですか ね。
- ○三牧医療政策課長 幸い県内の医療機関の 協力にもよりまして、県としては、正しい方 向に向かっていると考えております。
- ○藤川隆夫委員 分かりました。
- ○山口裕委員長 ほかにありませんか。
- ○竹﨑和虎委員 予算及び条例関係のほうの 資料の67ページからの歯科保健対策に関して なんですが、ちょっと私の数字の見方が間違 っとれば御指摘いただければと思うんですけ れども、子供の歯の状況で、12歳児の方の1 人平均虫歯本数は0.8本となっていますよ ね。全国平均は0.7本、その下の米印で書い てある目標数値、12歳児1人平均虫歯本数 0.84本以下となっとるですよね。何か目標が 低くなっていませんか。今0.8なんですよ ね。
- ○亀丸健康づくり推進課長 これは、第4次 の県の歯科保健医療計画を作成した時点での

目標値でございまして、令和5年度までに12歳児の虫歯の本数を0.84本以下にしたいというふうな目標値でございまして、現在、0.8本でございますので、目標は達しておるということでございます。

- ○竹﨑和虎委員 これは、修正というか、達成したところ、目標を上げていかれたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。
- ○亀丸健康づくり推進課長 当時策定した時 点での目標値でございますので、今後、必要 があればまた見直しをかけていきたいと思っ ております。
- ○竹崎和虎委員 ぜひちょっと上げてやって いかれればと思います。

以上です。

- ○山口裕委員長 ほかにありませんか。
- ○前田敬介委員 新規事業のほうの43ページ、献血推進対策事業なんですけれども、僕もライオンズとかで献血を手伝っているんですけれども、いつもするごとに、センターの方が、若い血が足りない若い血が足りないと言われているんですね。今この取組をしてて、大学生とかその辺の人数というのは、接種人数というのは増えている感じなんですか。
- ○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございま す。

今年度の献血につきましては、やはりコロナ禍の影響がありまして、特に、高校献血での会場ができないということで10代が激減しております。また、専門学校等での献血もできておりませんので、20代のほうも減っていると。

全体的に見ますと、こういったことは、報

道等で取り上げられていただいたおかげで、 全体の数というのにつきましては、かえって 今増えているというふうな状況でございま す。

以上です。

○山口裕委員長 よろしいですか。 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 新規事業の29ページの看護師等養成所学内実習補完事業に関してなんですけれども、コロナ禍の中で、いろんなところで実習ができないようになって、それを補完する意味でこの事業されていると思うんですけれども、ただ、産科の部分に関して、助産師並びに看護師の受験要件としてあると思うんですけれども、その部分に関して、恐らく県ではなかなか判断が難しい部分あると思うので、国のほうで何かその部分出ていれば、その要件の緩和するだとか、あるいは実習していなくても受験できますよとか、何かそういうのがあれば、分かっていれば教えていただきたい。

○三牧医療政策課長 申し訳ございません。 医療政策課でございます。

手元に詳しい資料ございませんが、今回の 臨地実習に代わって学内での研修等である程 度受験の基準はクリアできるというような通 知を以前ちょっと見せていただいたことがご ざいます。

もう1つ、あわせまして、こういった代替 事業を行っておりますが、今県では、厳しい コロナ禍ではございますが、医療機関に結局 看護師を供給するためのものになっておりま すので、各医療機関にもできるだけ臨地実習 が可能なようにということでお願いの文書も 差し上げているところでございます。

○藤川隆夫委員 今ので分かりました。

なかなか現場からは、実習ができないので 困っているという話が大分入ってきてました ので、結局実習しなければ受験資格がないと いう話だったもんですから、そこはちょっと 心配だったので、今聞かせてもらいましたけ れども、そういうことで代替できるというよ うになれば、それはそれでいいのかなと思い ます。

再度、国のほうからの情報も取っていただければと思っております。

〇岩下栄一委員 薬務衛生課に2点お願いします。

移植事業ですけれども、いろんな移植を必要とする患者が増えておりまして、臓器移植コーディネーターという制度があって、日赤かなんかにおられると聞いてますけれども、今1名ですか、2名ですか。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

県のコーディネーターは、各県1名という ことになっております。

〇岩下栄一委員 私らも、さっきもお話あったけれども、ライオンズクラブなんかで臓器 移植キャンペーンをやったりしているんですけれども、1人ということなんですね。分かりました。

それともう一点、医薬品登録販売者の研修といいますかね、今いろんな薬が出回って簡単に買えるというか。ところが、薬の副作用もいろいろ指摘されてて、10年ぐらい前ですけれども、極端な場合では、スティーヴンス・ジョンソン症候群という、ちょっと風邪薬を飲んだだけで、市販の。それで体中が大変なことになって、死亡例もあって、結局難病に指定されましたけれども、そういうケースもあって、登録販売者が、また購入する消費者も簡単にいろんな薬を買ってみて使うと

いうようなこともあって、その登録販売者の 研修というものをやっぱりよほど徹底してや らないといかぬじゃないかなと思いますけれ ども、その点はいかがですか。

○樋口薬務衛生課長 登録販売者の研修につきましては、各薬局とか店舗ごとに研修をするように決められておりまして、また、県のほうでも登録販売者の持続研修というのも行っておるというところでございます。

○岩下栄一委員 それは十分ですか。

○樋口薬務衛生課長 継続してそういった研修を、引き続き――。個人で勉強もしていただくことを続けていただくことになっております。

○岩下栄一委員分かりました。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありません か。

なければ、以上で後半グループの質疑は終 了します。

○下山健康福祉政策課長 申し訳ございません。健康福祉政策課でございます。

午前中の鎌田委員の質疑に対して、数字を 持ち合わせておりませんでしたので、この場 で回答させていただけたらと思います。失礼 いたします。

主要事業の3ページ関係で、住まいの再建 で、熊本地震でどれぐらいの実績があったの かという御質問でございました。

今金額を、29年度から予算化及び執行して おりまして、トータルで昨日までの集計をい たしましたところ、53億4,000万円ほどにな りました。

これは県把握分でございまして、リバースモーゲージと自宅再建利子助成は、熊本市で

の令和2年度の執行もございますので、これらを合わせますと、恐らく60億程度になるかと思います。県把握分として53億4,000万円程度ということでございますので、また、改めて集計をさせていただきたいと思います。

それから、質問の御趣旨としては、今回の 7月豪雨に対してもきちっとこういった支援 策を用意してくださいということだと理解し ております。球磨川流域復興基金などの措置 もあってございますので、そういったものも 活用しながら、熊本地震並みの支援策を検討 してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 よろしくお願いします。

○山口裕委員長 それでは、ただいまから、 本委員会に付託されました議案第1号、第4 号、第5号、第11号及び第12号について、一 括して採決したいと思いますが、御異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 異議なしと認め、一括して 採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり 可決または承認することに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、そのように取り 計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた 後、一括して質疑を受けたいと思います。 それでは、報告をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課で ございます。

報告事項という白い資料になりますけれど も、そちらのほうをお願いいたします。

1ページをお開きください。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン (仮称)の検討状況について御説明させていた だきます。

なお、本件につきましては、企画振興部球 磨川流域復興局から総務常任委員会に報告さ れるものなのですが、県政全般に関するプラ ンになりますので、当常任委員会について も、現在の検討状況を御報告させていただく というものでございます。

まず、8月25日に開催しました第1回球磨 川豪雨検証委員会の概要を御説明します。

(4)の会議概要ですが、まず、事務局の説明として、令和2年7月豪雨の概要や被害状況に加え、人吉地点の流量の推定や市房ダム等における洪水調節などを説明いたしました。

次に、流域市町村長から、スピード感を持った検証の実施、抜本的な治水対策の実施、 川辺川ダムが存在した場合の効果について検 証を求める意見のほか、これまでのダムによ らない治水対策を評価する意見などが出され ました。

なお、第2回会議は、10月6日の開催が予 定されています。

次に、8月30日に開催したくまもと復旧・ 復興有識者会議の概要を御説明します。

資料の下部を御覧ください。

会議には、熊本地震の際と同様に、五百旗 頭座長をはじめとする7人の有識者に参加い ただきました。

次のページを御覧ください。

会議では、球磨川流域の恵みを生かした復 興の考え方や教育、医療、福祉などの様々な 切り口から復興に向けた意見をいただきまし た。

なお、今後、今回の議論を踏まえた提言書 が知事に提出される予定となっております。

最後に、3番ですが、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明します。

まず、(1)基本的な考え方ですが、復旧、 復興の3原則を基本とし、住民の生命、財産 を守り、安全、安心を確保するとともに、球 磨川流域の豊かな恵みを享受し、将来にわた って持続可能な地域の再生を目指すという考 え方を基に、今後具体的な取組を盛り込んだ プランを策定していきたいと考えています。

次に、(2)復旧・復興プランの構成項目 (案)ですが、まず、被害状況の把握、豪雨災 害の検証、将来の目指す姿を整理した上で、 復旧、復興に向けた主な取組、ロードマップ を検討してまいりたいと考えています。

四角囲みに現時点での取組の方向性のイメージをお示ししていますが、今後、県庁内や被災市町村と議論を重ねながら、しっかりと 必要な取組を検討していきたいと考えています。

最後に、④ですが、プランには、県の取組だけではなく、各市町村の支援体制や復興に向けたロードマップも示していきたいと考えています。

次に、今後の想定スケジュールですが、先ほども御説明しましたとおり、10月6日に第2回豪雨検証委員会が開催されます。その後、復旧・復興会議を重ね、11月中に復旧・復興プランを取りまとめていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございま す。

引き続きまして、資料の3ページをお願い いたします。

「ひきこもり状態にある方」に関する調査 の結果を取りまとめましたので、報告をさせ ていただきます。

この調査は、8050問題など、ひきこもりが 社会全体の課題として注目されていることか ら、その実態を把握して、相談支援体制の充 実を図るための基礎資料とすることを目的に 実施したものでございます。

調査の方法は、民生委員、児童委員へのアンケート形式としました。民生委員、児童委員の方々が日頃の活動の中で把握されているひきこもり状態の方について、回答をいただく方法としております。

調査は、昨年10月1日時点で、熊本市を含む県内全市町村の民生委員3,682人にお願いをし、3,089人、83.9%の方から回答をいただいております。

この調査の対象が、国のひきこもりの定義 と同じで、15歳から64歳までの方で、6か月 以上自宅に引き籠もり、社会的参加を避けて いる状態の方でございます。

3の調査結果の概要でございます。

まず、総数、県内全体で845人でございま した。該当者の割合は、町村部のほうが高 く、都市部での実態把握の難しさが表れてい ると考えております。

4ページをお願いいたします。

性別では、男性が7割以上を占めています。また、年代では、40歳代が最も多く、就職氷河期世代を含む30歳代と40歳代で全体の50%を占めております。

ひきこもりの期間は、10年以上が最も多く、ひきこもりの長期化がうかがえる結果となっております。

5ページをお願いいたします。

該当者の状態は「近所のコンビニなどには

出かける」が最も多くなりましたが、「自室から出るが、家からは出ない」も27.6%と相当数に上っております。

生活困窮の状況では「当面、困窮する可能性は低い」が最も多くなっておりますが、「困窮する可能性が高い」あるいは「既に困窮している」という方も、合わせて約25%あります。迅速に支援が必要な方に対しては、速やかに対応していただくよう市町村にお願いをしております。

ひきこもりに至った経緯では「疾病・性格など本人の状況」が最も多くなりましたが、 その他の原因も多くあり、ひきこもりの原因 は多様であるということがうかがえるところ でございます。

6ページをお願いいたします。

必要な支援ですが、社会参加に向けた支援 など、複数の回答がほぼ同数となっておりま す。一人一人のひきこもりの状態に応じて適 切な支援が求められるものと考えておりま す。

今回の調査結果を踏まえた今後の対応でご ざいます。

まず、市町村での相談支援体制の充実でございます。

1つ目としまして、やはり身近な地域での 相談環境整備のため、市町村の相談窓口の明 確化、その方法等による周知を図ります。

次に、ひきこもり状態にある御本人または 家族から寄せられた相談に対応するために、 支援に携わる関係機関による市町村レベルの 相談体制、プラットフォームの形成を進めま す。また、自立相談支援機関に訪問支援を行 うアウトリーチ支援員を新たに配置して、ひ きこもり家庭に対する支援体制の強化を行い ます。今回、アウトリーチ支援員の配置に必 要な予算をお願いしたところでございます。

次に、市町村を後方支援する県としての取 組でございます。

まず、ひきこもり地域支援センターの機能

を強化し、市町村への専門的なアドバイスなどの後方支援を行います。そのために、市町村支援員をひきこもり地域支援センターに配置することとしておりまして、そのための予算をお願いしたところでございます。

次に、自立相談支援機関の相談員の養成研修や支援者向けの研修会などを行いまして、 支援に係る人材の養成や資質の向上を図ることとしております。

また、社会参加を目指すひきこもりの方に 向けました職場体験や職場実習等の受入れ体 制の整備を行いたいと考えているところでご ざいます。

調査の結果の詳細につきましては、7ページ以下に報告書を添付しておりますので、こちらのほうも御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。 よろしくお願いいたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

引き続き、報告事項の27ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた検査体制の整備について御報告いたします。

秋冬の季節性インフルエンザ流行時には、 多くの発熱患者が医療機関に受診することが 想定されますが、季節性インフルエンザと新 型コロナウイルスの患者の臨床所見で貫徹す ることは困難とされております。そこで、発 熱患者等が、かかりつけ医など地域の身近な 医療機関において診療、検査を受けることが できる体制の整備が求められております。

この資料は、医療提供体制の整備と検査体制整備計画の策定の二本立てとなっておりまして、医療提供体制整備につきましては、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関での相談体制の確保と診療、検査医療機関の指定を

行うというふうにしております。

さらに、検査体制整備につきましては、か かりつけ医等を中心に、検体採取対応力の確 保と発熱患者等には検査キットを活用してい ただくことで、検査能力の確保を行います。

この医療提供体制と検査体制の整備を一体的に検討することで、次のインフルエンザ流行に備えて、発熱等の症状のある多数の患者に対しまして、地域において適切に相談、診療、検査を提供する体制を整備するものでございます。

国としましても、検査機器の購入の補助や 抗原キットの増産の支援、発熱患者等の相 談、診療、検査を担う医療機関の整備の支 援、検査に必要な個人防護具の無償配付など を準備しているところでございます。

資料28ページをお願いいたします。

発熱患者等の相談、受診の流れについて御 説明いたします。

発熱患者に関しましては、かかりつけ医など身近な医療機関または新たに設けます受診相談センターで相談を受け付けることになります。受診可能ということであれば、受診の予約後に地域の診療所、ここが診療、検査、医療機関となります。こちらにおいて診療、検査を行う体制を整備いたします。

県民の皆様には、発熱等の症状があった場合に、事前に電話予約の上、受診をする必要があることも含めまして、今後、受診方法を 周知していきたいというふうに考えております。

これら体制整備につきましては、医師会との連携、協力が不可欠であることから、現在、県医師会や保健所、郡市医師会と緊密に連携いたしまして、県民が身近な医療機関で安心して受診できますように、また、医療機関も安全に診療、検査ができますように、地域の実情に応じた医療提供、検査体制の整備について、協議調整をしているところでございます。

以上で報告終わります。

○山口裕委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

○中村亮彦副委員長 健康危機管理課から今 御説明いただきました新型コロナとインフル エンザとの同時流行についての対応について お聞きしたいんですけれども、最近では、テ レビや新聞、マスコミ等で、県民の皆さん も、これからの季節において、秋冬を迎える に当たって新型コロナとの同時流行、これに ついて大変心配されているというふうに思い ます。

先ほどの説明では、可能な限り多くの医療機関で発熱患者等からの相談に対応し、診療、検査ができる体制を目指すということでありましたけれども、これまでも、熱発してインフルエンザということを疑う場合に、身近な医療機関で診療や検査ができたというふうに思うんですけれども、発熱者について、新型コロナ感染の状況を考えられるこの状況の中で、これまでどおりの受診行動でいいのか、もしくは、多くの発熱患者の方に対応できるかということ、それから、今回の体制を県民の皆さんにどのように周知されるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

また、各地域において、今日、八代保健所のほうから池田所長御出席でございますので、また、各地域において診療、検査体制について検討されていることということでございますけれども、最前線での体制整備の状況についてもお尋ねしたいと思います。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

ただいま御質問の従来どおりの受診対応で ということなんですが、確かに、委員のおっ しゃるとおり、従来から、あらかじめ電話を いただいて受診をしてくださいというお願い はしてきたところではございますが、この秋 冬、季節性インフルエンザとの、もし同時流 行が起こった場合、過去4年間で、熊本県内 でピーク時の1日当たりの患者さんというの が、推計ですが7,000人近くいらっしゃって おります。ですから、今までどおり電話をさ れても、疑いがある場合は保健所が受診調整 をして、帰国者・接触者外来につないできた と。この従来のやり方ではもう追いつかない ような可能性があるということでございます ので、なるべく多くのかかりつけ医や身近な 医療機関で受診、検査ができる体制を整えて いただきたいということで、今地域の郡市医 師会、それと保健所と今協議を進めていって いただいている状況でございます。

それと、県民の方におきましては、今後、 受診相談センター、従来は、今一括してコー ルセンターというところで電話を受け付けて おりますが、そこのかかりつけ医や受診相談 センターに連絡をいただいて、かかりつけ 医、身近な医療機関で受診が可能なところを 紹介していただく、このような制度を整えて いただきたいというふうに考えているところ でございます。

県民の方への周知は非常に重要でございますので、県ホームページをはじめといたしまして県の広報誌「県からのたより」とか市町村広報誌、それと、広報グループで持っていますユーチューブ、ツイッター、フェイスブック、こちらも活用いたしまして、周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○池田首席医療審議員 八代保健所長を兼務 しておりますので、私のほうからもお答えい たします。

地域における体制整備につきましては、今 週の月曜、29日に開催されましたが、県医師 会と郡市医師会との感染症担当理事の連絡会 議に県下の全保健所長も出席させていただき まして、医師会と保健所が連携して進めてい くということを改めて確認いたしました。

それを基にしました具体的な取組としまして、郡市医師会長と地域の保健所長との連名によりまして、先ほどおっしゃいましたが、上野課長言いましたように、診療、検査を行う医療機関への参加を求める依頼文を地域の医療機関へ送付しております。

また、この依頼に関連しまして、できるだけ多くの医療機関に御参加いただくため、地域の郡市医師会と合同で説明会を開催しまして、その場におきまして、受診、相談体制の地域の充実ということにつきましても、併せて協力をお願いすることとしております。

以上でございます。

○中村亮彦副委員長 医療機関との連携、大 変重要だろうと、こういうふうに思います し、また、先ほど説明もありましたように、 1日7,000人ということで、季節性インフル エンザも患者さんがあるこの時期において は、新型コロナとか、こういうのがなくて も、大体この時期になりますと、医療機関 は、てんやわんやということで混乱するよう な時期であります。また、これも、コロナと インフルエンザということでありますから、 非常に紛らわしい状態であるし、医療行為を 受ける側も与える側も大変混乱するだろうと いうふうに思うんですね。だから、やっぱり ここは県民の方々にしっかり周知して御安心 いただけるような周知のやり方、しっかり考 えていただいて、そしてまた、効率的に、そ してまた、かつ安全性を確保した上で、しっ かりと対応できるような施策を取っていただ きたいと思います。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありません か。 ○藤川隆夫委員 今のに関連する話になるんですけれども、既にもう昨日からインフルエンザの予防接種が始まっております。これから冬にかけて少しずつインフルエンザも出てくるというふうに予測されますし、その中に当然新型コロナの方が紛れ込むというのはあり得る話だというふうに思っております。

その中で、先ほど抗原のキット自体は潤沢に用意するみたいな話もありましたけれども、現在、コロナとインフルエンザ両方検査できる抗原のキットがもう出てくるというふうに思っておりますけれども、それ自体は、ある意味潤沢に出てくるのか、そして、先ほど言ったように、発熱者、これから当然我々のところなんかも現場でちょっと分からないわけですから、その中で検査をしていく上において、どこにもそういう検査キットが潤沢に行き渡るのかどうかというのを、まずそこをちょっと教えていただきたいと思います。

○上野健康危機管理課長 今委員が御質問さ れた両方一度に測定できる抗原キットにつき ましては、開発中ということは聞いておりま すが、それがいつから潤沢に製造、供給され るかにつきましては、ちょっとまだ把握がで きておりませんが、10月から恐らく近々鼻腔 ぬぐい液で両方可能になるということになり ますので、現在製造がされておりますそれぞ れの抗原キットで同じ取り方で両方の検査が できるということになるというふうに思って おりますので、そちらであれば、採取するド クター、先生方にとっても、非常に感染のリ スクが低くなるのではないかというふうに考 えております。そちらのほうは、毎日20万キ ット製造するというふうに聞いておりますの で、そちらのほうは、供給は十分にあるもの というふうに考えております。

○藤川隆夫委員 今のは、同時に一検体で両

方調べられるというものですか。

○上野健康危機管理課長 従来のインフルの キットとコロナのキットとそれぞれが1日20 万個製造されると。

○藤川隆夫委員 今言ったように、鼻腔から 取れるので、今考えているのは、自分で採取 してというふうに我々今考えています。た だ、その中でも当然インフルエンザとCOV IDが交じってくるわけで、じゃあ、そこで COVIDが出た場合、どういう対応をする かというと、2類の感染症なんで、それに応 じた対応をしなきゃいけない話に恐らくなっ てくると思います。

例えば、通常の診療所でドライブスルーで 検査してました、その中でCOVID出まし た、じゃあどうするという話恐らく出てくる と思うんですよね。搬送しなきゃいけない。 搬送するに当たっては、今県のほうでタクシ 一業界と提携が進んでいるというふうに思っ ておりますけれども、それを使うにしても、 それ自体が、車自体も少ないという話があり ますし、なおかつ運賃自体も本人が払わなき ゃいけないし、最低でも6,000円以上という 話に今なっている。だから、ちょっと動けば 1万円ぐらい、COVIDの人動かせば、疑 いの人も含めてなんですけれども、乗せれ ば、それぐらいかかるという話になっていま すので、そういうふうな部分のお金の問題も そこで出てくるでしょうし、今言ったよう に、感染の時期に入ってきたときに、もう本 当に恐らくどう対応したらいいか分からない ような状況が各診療所で私は出てくるんじゃ ないかなと今思っているんですけれども、そ こに予防接種も恐らくはまってくると思うん ですよ。そうしたら、時間分けてやるしかな いのかなというふうに今考えています。時間 分けて予防接種をやって、発熱者は別の時間 帯で診るとか、その中で今言った形でCOV

I Dが出てきたらどうするんだという話。搬送の話は、これから恐らく厚労省から県に話は来るんだろうというふうに思っております。どういうふうに搬送したらいいかとか。その付近も含めてきちっと計画を立てとかないと、恐らく、さっきあったように、現場混乱すると思います。

そのような状況の中で、さっき言ったよう に、抗原検査のキットが潤沢に医療機関に来 るというのであれば、それはありがたい話だ し、それに合わせてPPEは当然これ、必要 になってきますので、PPEも無償で配付さ れると書いてありますので、それも潤沢にや っぱり来ないと恐らくいけないと思います。 ただ、それが発熱者を診るという、先ほど言 った、検査をしますというところにしか来な いんだったら、ちょっとそこは問題だろうと 思うんですね。というのは、そうじゃないと ころにも当然発熱患者行くわけなんですよ。 そこで出る可能性すらあるわけで、できれ ば、医療機関全部に行き渡るような感じで考 えていってもらったほうがいいのかなという ふうに思いますので、それも含めてよろしく お願いします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了 いたします。

最後に、その他のその他に入りますが、本 日は、3密を防ぐため、出席職員を限定して おりますので、この場でお答えできない内容 については、後日文書等で回答させていただ くことといたしますので、御理解と御協力を お願いします。

それでは、委員の皆様から何かございませ んか。

○竹崎和虎委員 避難所の在り方についてちょっとお尋ねしたいと、運営とかに関してですね。

健康福祉政策課さんと、それと危機管理防災課さんでいろいろ事柄によって分けてされていると思うんですけれども、そういった中で、この健康福祉政策課さんでお答えできる部分を教えていただければと思うんですけれども。7月の豪雨災害を受けて、防災意識であったり、県民のそういった災害に対する意識が変わってきまして、先般台風10号が来たんですけれども、特別警報が出るんじゃないかとか、事前の触れ込みが大きかったもんですから、多くの方々が県内でも避難をされたと。

このコロナ禍にあるもんだから、避難所の 定員というんですかね、人数を少し少なくし たり、また、避難所分散してオープンしたん ですけれども、特に、被災地の市町村では、 避難所担当の職員さんだけじゃ人が足らぬも んだから、ほかの課の方々も手伝いにローテ ーションで来ていただいたり、短期でです ね。来ていただいてされとるんだけれども、 そういった方々は、本来は災害復旧の業務と かに当たらなきゃいけないけれども、そっち に回されてというか、そういった中で、職員 さんなんかの負担も大きくなっていると思う んですよ。そういった御相談とかあったかと か、そういったところに対する県の支援であ ったり、何か取組があったら教えていただけ ますか。

○下山健康福祉政策課長 特に、職員の応援 体制というものは、確かに、被災地だけでは なく、今回の場合、4万人ほど結果として非 難されて、多くの市町村でいろんな課が応援 をされたと聞いています。

先生おっしゃるように、被災された市町村にとっては、人員的に本当厳しい状況でいらっしゃったと思うのですが、直接の御相談はあっておりません。ただ、人吉市のほうから広域避難の御相談があったということで、御承知のとおり、広域避難というものをしたと

ころでございます。

本来は、やはりできるだけ近くの、御自宅から近いところに避難をしていただくというのが望ましい形であろうと思いますし、そのためにも、平素から市町村にあらかじめ開設できるところ、しかも、そこはできれば自主運営とか、職員以外の方もいるところでの運営というのが望まれることになろうかと思います。そういったところも含めまして、今回の10号の一連の超過定員等もございましたので、検証いたしまして、危機管理防災課と相談しながら進めてまいりたいと思っています。

○竹﨑和虎委員 そこの対応をいただければ と思います。

その中で、今ちょっと広域避難のお話、県 立劇場をということがございました。人吉の ほうからも、バスで来られたりというのがあ ったんですよね。それを受けてかなんですけ れども、私のところの熊本市内でも多くの方 が避難をされているんですよね。海沿いの方 々は、高潮とかそういうのを警戒してという のがありますし、また、地域の方々も、水害 とかそういうのも含めてされとるんですけれ ども、熊本市がアクアドームはペットも連れ てきてよかみたいな、そうすると、すぐ満員 になったんですよね。もう行ったけれども入 れぬかったという方もあったし、あとは、私 のとこじゃ花園公民館というのがあるんです よね。そこに行ったけれども、もう定員がい っぱいだから入れませんと、たらい回しに遭 ったという方がいらっしゃるんですよ。

そういう方々から、熊本地震のときは県立 体育館が開いとったったいねとか、かがやき の森が開いとったったいね。今回何で開かぬ とと聞かれたわけですよね。そこもやっぱり 熊本市とのやり取りというか、市側からの要 望がないと開けられぬとですか。 ○下山健康福祉政策課長 避難所の設置につ いては、危機管理防災課のほうが詳しいとこ ろではございますが、私どもが把握している 範囲としまして、県立施設も、今日もお調べ しましたところ21か所ほど。かがやきの森も 子供用の避難所として活用されていると聞き まして、今回開設されたかどうかというのは あるんですけれども、県立の施設において も、市からの協議等に対応して開設をしてい るところがございます。あらかじめ、例え ば、県立学校で18か所、支援学校が先ほどの かがやきの森が1校あります。県立青年の 家、あしきた青少年の家も含めて2か所、計 21か所において避難所として指定はされてお ります。これを実際にどうするか、それから また、新たな施設、市町村においては不足す ることも今後見込めますので、そういったと ころも施設の所有者、管理者側と協議をして いただきながら、できるだけ多くの開設がで きるように支援していきたいと思っておりま す。

○竹崎和虎委員 今後、また台風が来るかも しれません。どういった気象状況になるか分 からぬところもあるもんですから、そこら 辺、できる限り皆さんが近いところという か、行くべきところに避難できるような体制 を取ってというか、県のほうからもそういっ たのを市のほうにもお話しいただければと思 います。

ちなみにですけれども、かがやきの森とかおっしゃった方は、あそこはクーラーが効いとってよかもんなという話もされていたんですけれども、やっぱり、近かったりですよ、安全な施設というのがあればと、そういう方はおっしゃったと思うんですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議 題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されております ので、参考としてお手元に写しを配付してお ります。

それでは、これをもちまして第5回厚生常 任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

厚生常任委員会委員長